

平成27年9月29日

安曇野市教育委員会

平成27年9月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 学校教育課
平成27年9月29日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)大澤 明彦

タイトル	安曇野市立小・中学校職員服務規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	規程の一部改正に対する協議
要旨	<p>長野県において、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第31号）及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成27年長野県人事委員会規則第15号）が平成27年8月1日から施行され、特別養子縁組休暇が新設されました。</p> <p>また、服務規程の準則が改正されたことにより現行規程を見直し、準則との整合性を図り必要な改正を行うものです。</p>
説明	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</p> <p>第43条 市町村の教育委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。</p> <p>2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当って、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村教育委員会規則及び規程に従い、かつ、市町村教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p> <p>3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定める事項は、都道府県の条例で定める。</p> <p>【特別養子縁組休暇】</p> <p>民法で社会的養護が必要な子どものための特別養子縁組制度が設けられておりますが、家庭裁判所の審判を得るために6カ月以上の試験養育期間が必要とされております。この試験養育期間は育児休業の対象とはならないため、その間、子どもの養育に専念できるよう、育児休業と同様の制度を新たな休暇制度として設けるもの。（施行日は8月1日）</p>

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市立小・中学校職員服務規程（平成17年安曇野市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び共同調理場」に改める。

第2条第1号中「校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師」を「長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第2条第1項第6号に掲げる職員」に改める。

第5条第2項中「校長」を「校長（共同調理場の長を含む。第29条を除き、以下同じ。）」に改める。

第7条第1項中「命ぜられたときは、所定の日までに」を「命じられたときは、その発令通知を受けた日から起算して7日以内に」に改める。

第9条中「行き先等」を「行先等」に改める。

第16条第1項第1号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同項第2号中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同項第3号中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項第4号中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同項第5号中「様式第5号の2」を「様式第6号の2」に改め、同条第2項中「第4号及び第5号の」を「第4号及び第5号に規定する」に改める。

第18条の2第1項中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第6号の2」を「様式第7号の2」に改める。

第19条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第20条第1項中「第21条に規定する事業若しくは事務以外の事業若しくは事務に」を削り、「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

第21条を削る。

第22条中「特例法」を「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「特例法」という。）」に、「様式第10号」を「様式第11号」に、「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（兼職等の承認）

第22条 教育職員は、特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するための承認を受けようとするときは、

兼職等承認願（様式第13号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育職員は、前項の承認を受けた期間の中途において、承認を受けた理由が消滅したときは、速やかに兼職等離職届（様式第14号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

第23条第1項中「様式第14号」を「様式第15号」に改める。

第24条第1項中「様式第15号」を「様式第16号」に改め、同条第2項中「当該各号に掲げる」の次に「場合の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同項第1号中「様式第16号」を「様式第16号の2」に改め、同項第2号中「様式第16号の2」を「様式第16号の3」に改め、同条第4項中「ときは、」の次に「第1項及び」を加え、同条第5項中「様式第18号」を「様式第17号の2」に改め、同条第6項中「様式第19号」を「様式第17号の3」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「第4項若しくは第6項」を「第4項、第6項若しくは第7項」に、「様式第21号」を「様式第19号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「様式第20号」を「様式第18号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

- 7 職員は、特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、特別養子縁組休暇願（様式第17号の4）に特別養子縁組を成立させるための監護をすることを証明するに足りる書類及び養子となる者の生年月日を証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第27条第1項中「様式第29号」を「様式第27号の4」に改め、同条第3項中「第24条第7項」を「第24条第9項」に改め、同条を第27条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（大学院就学休業）

第27条の3 教育職員は、大学院修学休業（特例法第26条第1項に規定する休業をいう。

以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、大学院修学休業を開始しようとする日の属する年度の前年度の6月末日までに大学院修学休業許可申請書（様式第28号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をした者は、その申請に係る次の各号のいずれかの事項を変更しようとするときは、速やかに大学院修学休業許可申請変更届（様式第29号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(1) 取得しようとする専修免許状の種類

(2) 在学しようとする大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項において「大学院の課程等」という。）

(3) 当該休業予定期間

- 3 第1項の規定による申請をした者は、大学院の課程等を受験し、その結果が明らかに

なったときは、速やかに受験結果報告書（様式第30号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

4 第1項の規定による申請をし、許可を受けた者は、大学院修学休業の期間中に職務に復帰しようとするときは、大学院修学休業許可取消願（様式第31号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

第26条第1項中「様式第24号」を「様式第25号」に改め、同条第2項中「基づき」の次に「、」を加え、同条第3項中「様式第25号」を「様式第26号」に改め、同条第4項中「様式第26号」を「様式第27号」に改め、同条第5項中「様式第27号」を「様式第27号の2」に改め、同条第6項中「様式第28号」を「様式第27号の3」に改め、同条を第27条とする。

第25条の2中「職員は、法第26条の5に規定する自己啓発等休業」を「職員は、自己啓発等休業（法第26条の5）」に改め、同条を第26条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業）

第26条の3 職員は、配偶者同行休業（法第26条の6）の承認又は期間の延長の申請しようとするときは、配偶者同行休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに配偶者同行休業承認申請書（様式第24号の3）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（専従許可）

第26条 職員は、法第55条の2第1項ただし書の規定により、登録を受けた職員団体の役員として専ら従事するための許可を受けようとするときは、専従許可願（様式第23号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 職員は、前項の規定による専従許可の期間中に職務に復帰しようとするときは、専従許可取消願（様式第24号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

第28条中「様式第30号」を「様式第32号」に改める。

第36条第1項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第2項中「（様式第30号）」を削る。

第37条中「様式第31号」を「様式第33号」に改める。

第39条中「校舎」の次に「、共同調理場」を加える。

第40条中「ほか、」の次に「職員の服務に関し」を加える。

様式を次のように改める。

（様式省略）

附 則

この訓令は、平成27年9月 日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

(参考)【様式一覧】

様式第1号 (第6条、第7条関係)	着任届
様式第3号 (第16条関係)	改姓(名)届
様式第4号 (第16条関係)	住所変更届
様式第5号 (第16条関係)	改印届
様式第6号 (第16条関係)	免許状取得届
様式第6号の2 (第16条関係)	学歴等取得届
様式第7号 (第18条の2関係)	深夜(時間外)勤務制限請求書
様式第7号の2 (第18条の2関係)	育児又は介護の状況変更届
様式第8号 (第19条関係)	職務専念義務免除承認願職務専念義務免除承認願
様式第9号 (第20条関係)	営利企業等従事許可願
様式第10号 (第20条関係)	営利企業等離職届
様式第11号 (第21条関係)	研修承認願(短期)
様式第12号 (第21条関係)	研修承認願(長期)
様式第13号 (第22条関係)	兼職等承認願
様式第14号 (第22条関係)	兼職等離職届
様式第15号 (第23条関係)	証人(鑑定人、参考人)出頭届
様式第16号 (第24条関係)	休暇等整理簿
様式第16号の2 (第24条関係)	要介護者の状態等申出書
様式第16号の3 (第24条関係)	ボランティア活動計画書
様式第17号 (第24条関係)	療養休暇願
様式第17号の2 (第24条関係)	産前産後休暇届
様式第17号の3 (第24条関係)	介護休暇願
様式第17号の4 (第24条関係)	特別養子縁組休暇願
様式第18号 (第24条関係)	欠勤届
様式第19号 (第24条関係)	休暇(欠勤)承認等状況報告書
様式第23号 (第26条関係)	専従許可願
様式第24号 (第26条関係)	専従許可取消願
様式第24号の2 (第26条の2関係)	自己啓発等休業承認申請書
様式第24号の3 (第26条の3関係)	配偶者同行休業承認申請書
様式第25号 (第27条関係)	育児休業承認請求書
様式第25号の2 (第27条関係)	育児短時間勤務承認請求書
様式第26号 (第27条関係)	部分休業承認請求書
様式第27号 (第27条関係)	育児休業(育児短時間勤務・部分休業)養育状況変更届

様式第27号の2 (第27条関係)	部分休業一部取消整理簿
様式第27号の3 (第27条関係)	部分休業取得状況報告書
様式第27号の4 (第27条の2 関係)	出勤届
様式第28号 (第27条の3 関係)	大学院修学休業許可申請書
様式第29号 (第27条の3 関係)	大学院修学休業許可申請変更届
様式第30号 (第27条の3 関係)	受験結果報告書
様式第31号 (第27条の3 関係)	大学院修学休業許可取消願
様式第32号 (第28条関係)	公務外旅行 (転地療養) 届
様式第33号 (第37条関係)	身分証明書

安曇野市立小・中学校職員服務規程（平成17年10月1日教育委員会訓令第3号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令、条例及び規則に定めるもののほか、安曇野市立の<u>小学校、中学校及び共同調理場に勤務する常勤の職員</u>（以下「職員」という。）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 前条に定める職員のうち、<u>長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第2条第1項第6号に掲げる職員</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(服務の宣誓)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 校長（共同調理場の長を含む。第29条を除き、以下同じ。）は、提出された宣誓書を確認した後、速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(着任)</p> <p>第7条 職員は、転任（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定による免職及び採用をいう。以下同じ。）、転補（市内の他の学校等に勤務することとなる場合をいう。）を命じられたときは、その発令通知を受けた日から起算して7日以内に着任しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令、条例及び規則に定めるもののほか、安曇野市立の<u>小学校及び中学校に勤務する常勤の一般職の職員</u>（以下「職員」という。）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 前条に定める職員のうち、<u>校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(服務の宣誓)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 校長は、提出された宣誓書を確認した後、速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(着任)</p> <p>第7条 職員は、転任（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定による免職及び採用をいう。以下同じ。）、転補（市内の他の学校等に勤務することとなる場合をいう。）を命ぜられたときは、<u>所定の日までに着任しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(勤務時間中の離席)</p> <p>第9条 職員は、勤務時間中に勤務場所を離れようとするときは、その理由、行先等を校長等に告げて、常にその所在を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(諸届)</p> <p>第16条 職員は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる届書により、速やかに校長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 氏名を改めたとき 改姓(名)届(様式第3号) (2) 住所を変更したとき 住所変更届(様式第4号) (3) 印鑑を改めたとき 改印届(様式第5号) (4) 教員の免許状を取得したとき 免許状取得届(様式第6号) (5) 学歴又は資格を取得したとき 学歴等取得届(様式第6号の2) <p>2 校長は、前項第1号、第4号及び第5号に規定する届書を受理したときは、教育委員会に送付しなければならない。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第18条の2 職員は、深夜又は時間外における勤務の制限を請求しようとするときは、あらかじめ深夜(時間外)勤務制限請求書(様式第7号)に証明書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく育児又は介護の状況変更届(様式第7号の2)に証明書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(勤務時間中の離席)</p> <p>第9条 職員は、勤務時間中に勤務場所を離れようとするときは、その理由、行先等を校長等に告げて、常にその所在を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(諸届)</p> <p>第16条 職員は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる届書により、速やかに校長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 氏名を改めたとき 改姓(名)届(様式第2号) (2) 住所を変更したとき 住所変更届(様式第3号) (3) 印鑑を改めたとき 改印届(様式第4号) (4) 教員の免許状を取得したとき 免許状取得届(様式第5号) (5) 学歴又は資格を取得したとき 学歴等取得届(様式第5号の2) <p>2 校長は、前項第1号、第4号及び第5号の届書を受理したときは、教育委員会に送付しなければならない。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第18条の2 職員は、深夜又は時間外における勤務の制限を請求しようとするときは、あらかじめ深夜(時間外)勤務制限請求書(様式第6号)に証明書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく育児又は介護の状況変更届(様式第6号の2)に証明書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第19条 職員は、安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年安曇野市条例第30号）第2条の規定により、職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除承認願（様式第8号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、厚生計画の実施に参加する場合等であって別に定めるものについては、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(営利企業等の従事許可)</p> <p>第20条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定により、安曇野市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成17年安曇野市規則第29号）第2条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は従事するための許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願（様式第9号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 職員は、前項の許可を受けた期間の中途において、許可を受けた理由が消滅したときは、速やかに営利企業等離職届（様式第10号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第19条 職員は、安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年安曇野市条例第30号）第2条の規定により、職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除承認願（様式第7号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、厚生計画の実施に参加する場合等であって別に定めるものについては、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(営利企業等の従事許可)</p> <p>第20条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定により、安曇野市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成17年安曇野市規則第29号）第2条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は第21条に規定する事業若しくは事務以外の事業若しくは事務に従事するための許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願（様式第8号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 職員は、前項の許可を受けた期間の中途において、許可を受けた理由が消滅したときは、速やかに営利企業等離職届（様式第9号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(兼職等の承認)</p> <p>第21条 教育職員は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「特例法」という。）第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するための承認を受けようとするときは、兼職等承認願（様式第11号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育職員は、前項の承認を受けた期間の中途において、承認を受けた理由が消滅したときは、速やかに兼職等離職届（様式第12号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(研修の承認)</p> <p>第21条 教育職員は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「特例法」といふ。）第22条第2項の規定により研修を受けようとするときは、<u>研修承認願（短期）（様式第11号）又は研修承認願（長期）（様式第12号）</u>により校長の承認を受けなければならない。</p> <p>(兼職等の承認)</p> <p>第22条 教育職員は、特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するための承認を受けようとするときは、<u>兼職等承認願（様式第13号）</u>を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育職員は、前項の承認を受けた期間の中途において、承認を受けた理由が消滅したときは、<u>速やかに兼職等離職届（様式第14号）</u>を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(証人、鑑定人等としての出頭)</p> <p>第23条 職員は、職務に関連した事項について、法令による証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公庁へ出頭しようとするときは、あらかじめ証人（鑑定人、参考人）出頭届（様式第15号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休暇等)</p> <p>第24条 職員は、年次休暇を請求しようとするとき、又は療養休暇（職員の妊娠4か月以上の分べんに係る休暇（以下「産前産後休暇」という。）を除く。）若しくは特別</p>	<p>(研修の承認)</p> <p>第22条 教育職員は、特例法第22条第2項の規定により研修を受けようとするときは、<u>研修承認願（短期）（様式第10号）又は研修承認願（長期）（様式第13号）</u>により校長の承認を受けなければならない。</p> <p>(証人、鑑定人等としての出頭)</p> <p>第23条 職員は、職務に関連した事項について、法令による証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公庁へ出頭しようとするときは、あらかじめ証人（鑑定人、参考人）出頭届（様式第14号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休暇等)</p> <p>第24条 職員は、年次休暇を請求しようとするとき、又は療養休暇（職員の妊娠4か月以上の分べんに係る休暇（以下「産前産後休暇」という。）を除く。）若しくは特別</p>

改正後	改正前
<p>休暇の承認を受けようとするときは、<u>休暇等整理簿（様式第16号）</u>により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けることができないうときは、電話等により連絡をすることにも、事後直ちに承認を受けなければならない。</p> <p>2 職員は、前項の特別休暇が、次の各号に掲げる場合の特別休暇であるときは、当該各号に掲げる場合の<u>区分に応じ、当該各号に定める書類を前項の休暇整理簿に添えなければならない。</u></p> <p>(1) 日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスを提供を受けるために必要な手続きの代行その他の介護者の必要な世話をを行う場合 <u>要介護者の状態等申出書（様式第16号の2）</u></p> <p>(2) 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 <u>ボランティア活動計画書（様式第16号の3）</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員は、療養休暇が引き続き30日（負傷又は疾病が治癒し、出勤した日から90日以内において同一の負傷又は疾病により得た療養休暇は、引き続きいたものとみなして通算し、その合計が30日であるときを含む。）を超えるときは、<u>第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ療養休暇願（様式第17号）に医師の診断書を添えて校長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 職員は、産前産後休暇を申し出るときは、あらかじめ、産前産後休暇届 <u>（様式第17号の2）</u>に休暇の事由が確認できる書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>6 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、介護休暇願 <u>（様式第17号の3）</u>に職員と要介護者との続柄を証明するに足りる書類及び要介護者に係る医師の診断書又はその介護を要することを証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>7 職員は、特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、<u>特別養子縁組休暇願（様式第17号の4）に特別養子縁組を成立させるための監護をすることを</u></p>	<p>休暇の承認を受けようとするときは、<u>休暇等整理簿（様式第15号）</u>により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けることができないうときは、電話等により連絡をすることにも、事後直ちに承認を受けなければならない。</p> <p>2 職員は、前項の特別休暇が、次の各号に掲げる場合の特別休暇であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の<u>休暇整理簿に添えなければならない。</u></p> <p>(1) 日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスを提供を受けるために必要な手続きの代行その他の介護者の必要な世話をを行う場合 <u>要介護者の状態等申出書（様式第16号）</u></p> <p>(2) 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 <u>ボランティア活動計画書（様式第16号の2）</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員は、療養休暇が引き続き30日（負傷又は疾病が治癒し、出勤した日から90日以内において同一の負傷又は疾病により得た療養休暇は、引き続きいたものとみなして通算し、その合計が30日であるときを含む。）を超えるときは、<u>前項の規定にかかわらず、あらかじめ療養休暇願（様式第17号）に医師の診断書を添えて校長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 職員は、産前産後休暇を申し出るときは、あらかじめ、産前産後休暇届 <u>（様式第18号）</u>に休暇の事由が確認できる書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>6 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、介護休暇願 <u>（様式第19号）</u>に職員と要介護者との続柄を証明するに足りる書類及び要介護者に係る医師の診断書又はその介護を要することを証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>証明するに足りる書類及び養子となる者の生年月日を証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</u></p> <p>8 職員は、欠勤するときは、欠勤届（様式第18号）に勤務することができない事由を証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>9 校長は、第4項、第6項若しくは第7項の規定による休暇を承認した場合又は第5項の規定による休暇若しくは前項の規定による欠勤の届を受理した場合は、直ちに休暇（欠勤）承認等状況報告書（様式第19号）により、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>10 (略)</p> <p><u>第25条 削除</u></p> <p>(専従許可)</p> <p><u>第26条 職員は、法第55条の2第1項ただし書の規定により、登録を受けた職員団体の役員として専ら従事するための許可を受けようとするときは、専従許可願（様式第23号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 職員は、前項の規定による専従許可の期間中に職務に復帰しようとするときは、<u>専従許可取消願（様式第24号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>い。</p>	<p>証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>7 職員は、欠勤するときは、欠勤届（様式第20号）に勤務することができない事由を証明するに足りる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>8 校長は、第4項若しくは第6項の規定による休暇を承認した場合又は第5項の規定による休暇若しくは前項の規定による欠勤の届を受理した場合は、直ちに休暇（欠勤）承認等状況報告書（様式第21号）により、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(専従許可)</p> <p><u>第25条 職員は、法第55条の2第1項ただし書の規定により、登録を受けた職員団体の役員として専ら従事するための許可を受けようとするときは、専従許可願（様式第22号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 職員は、前項の規定による専従許可の期間中に職務に復帰しようとするときは、<u>専従許可取消願（様式第23号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>い。</p>

改正後	改正前
<p>(自己啓発等休業)</p> <p><u>第26条の2</u> 職員は、自己啓発等休業(法第26条の5)の承認又は期間の延長の申請をしようとするときは、自己啓発等休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに自己啓発等休業承認申請書(様式第24号の2)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p>(配偶者同行休業)</p> <p><u>第26条の3</u> 職員は、配偶者同行休業(法第26条の6)の承認又は期間の延長の申請をしようとするときは、<u>配偶者同行休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに配偶者同行休業承認申請書(様式第24号の3)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</u></p> <p>(育児休業等)</p> <p><u>第27条</u> 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)の規定に基づき、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の承認を請求しようとするときは、育児休業又は育児休業の期間の延長をしようとする日の30日前までに育児休業承認請求書(様式第25号)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p>2 職員は、育児休業法の規定に基づき、<u>育児短時間勤務の承認又は期間の延長の承認を請求しようとするときは、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに育児短時間勤務承認請求書(様式第25号の2)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</u></p> <p>3 職員は、育児休業法の規定に基づき、<u>部分休業の承認を請求しようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書(様式第26号)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</u></p> <p>4 職員は、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業(以下「育児休業等」という。)の期間中に当該育児休業等に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなったと</p>	<p>(自己啓発等休業)</p> <p><u>第25条の2</u> 職員は、法第26条の5に規定する自己啓発等休業の承認又は期間の延長の申請をしようとするときは、自己啓発等休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに自己啓発等休業承認申請書(様式第24号の2)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p>(育児休業等)</p> <p><u>第26条</u> 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)の規定に基づき、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の承認を請求しようとするときは、育児休業又は育児休業の期間の延長をしようとする日の30日前までに育児休業承認請求書(様式第24号)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p>2 職員は、育児休業法の規定に基づき、<u>育児短時間勤務の承認又は期間の延長の承認を請求しようとするときは、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに育児短時間勤務承認請求書(様式第25号の2)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</u></p> <p>3 職員は、育児休業法の規定に基づき、<u>部分休業の承認を請求しようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書(様式第25号)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</u></p> <p>4 職員は、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業(以下「育児休業等」という。)の期間中に当該育児休業等に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなったと</p>

改正後	改正前
<p>き又は当該育児休業等に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく育児休業（育児短時間勤務・部分休業）養育状況変更届（様式第27号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 職員は、承認された部分休業の一部の取消しを求めたいときは、部分休業一部取消整理簿（様式第27号の2）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ校長の承認を受けることができないうときは、事後、直ちに承認を受けなければならない。</p> <p>6 校長は、職員の部分休業の期間が終了したとき、部分休業が効力を失ったとき、又は部分休業の承認が取り消されたときは、<u>部分休業取得状況報告書（様式第27号の3）</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（出勤届等）</p> <p><u>第27条の2</u> 職員は、第24条の規定による休暇若しくは欠勤又は前条の規定による育児休業の期間中に出勤しようとするときは、あらかじめ、出勤届（様式第27号の4）を校長に提出しなければならない。この場合において、育児休業に係る出勤届については、校長は確認のうえ、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 校長は、第1項の届出により、職員の休暇又は欠勤の期間が短縮されたときは、<u>第24条第9項の規定</u>に準じて報告しなければならない。</p> <p>（大学院就学休業）</p> <p><u>第27条の3</u> 教育職員は、<u>大学院修学休業（特例法第26条第1項に規定する休業をいう。以下この条において同じ。）</u>の許可を受けようとするときは、<u>大学院修学休業を開始しようとする日の属する年度の前年度の6月末日までに大学院修学休業許可申請書（様式第28号）</u>を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請をした者は、その申請に係る次の各号のいずれかの事項を変更しようとするときは、速やかに<u>大学院修学休業許可申請変更届（様式第29号）</u>を校</p>	<p>き又は当該育児休業等に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく育児休業（育児短時間勤務・部分休業）養育状況変更届（様式第26号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 職員は、承認された部分休業の一部の取消しを求めたいときは、部分休業一部取消整理簿（様式第27号）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ校長の承認を受けることができないうときは、事後、直ちに承認を受けなければならない。</p> <p>6 校長は、職員の部分休業の期間が終了したとき、部分休業が効力を失ったとき、又は部分休業の承認が取り消されたときは、<u>部分休業取得状況報告書（様式第28号）</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（出勤届等）</p> <p><u>第27条</u> 職員は、第24条の規定による休暇若しくは欠勤又は前条の規定による育児休業の期間中に出勤しようとするときは、あらかじめ、出勤届（様式第29号）を校長に提出しなければならない。この場合において、育児休業に係る出勤届については、校長は確認のうえ、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 校長は、第1項の届出により、職員の休暇又は欠勤の期間が短縮されたときは、<u>第24条第7項の規定</u>に準じて報告しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>長を經由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 取得しようとする専修免許状の種類</p> <p>(2) 在学しようとする大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項において「大学院の課程等」という。）</p> <p>(3) 当該休業予定期間</p> <p>3 第1項の規定による申請をした者は、大学院の課程等を受験し、その結果が明らかになったときは、速やかに受験結果報告書（様式第30号）を校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による申請をし、許可を受けた者は、大学院修学休業の期間中に職務に復帰しようとするときは、大学院修学休業許可取消願（様式第31号）を校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(公務以外の旅行)</p> <p>第28条 職員は、公務以外の旅行又は転地療養のため、引き続き7日以上にわたってその住所を離れようとするとき、又は引き続き3日以上にわたって日本を離れようとするときは、あらかじめ公務外旅行（転地療養）届（様式第32号）を、第21条の研修の承認又は第24条の休暇の承認を得ようとする際に、校長に提出しなければならない。</p> <p>(校長の休暇等)</p> <p>第36条 校長が、第24条第3項の療養休暇若しくは特別休暇を取得するとき、又は同条第8項の欠勤をするときは、同条第3項又は第8項の書類の写しを教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 校長が、第28条の規定により休暇を取得しようとするときは、公務外旅行（転地療養）届の写しを教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(公務以外の旅行)</p> <p>第28条 職員は、公務以外の旅行又は転地療養のため、引き続き7日以上にわたってその住所を離れようとするとき、又は引き続き3日以上にわたって日本を離れようとするときは、あらかじめ公務外旅行（転地療養）届（様式第30号）を、第21条の研修の承認又は第24条の休暇の承認を得ようとする際に、校長に提出しなければならない。</p> <p>(校長の休暇等)</p> <p>第36条 校長が、第24条第3項の療養休暇若しくは特別休暇を取得するとき、又は同条第7項の欠勤をするときは、同条第3項又は第7項の書類の写しを教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 校長が、第28条の規定により休暇を取得しようとするときは、公務外旅行（転地療養）届（様式第30号）の写しを教育委員会に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(身分証明書)</p> <p>第37条 校長は、職員の申請に基づき、身分証明書（様式第33号）を交付するものとする。</p> <p>(校舎等の災害時の服務)</p> <p>第39条 職員は、校舎、共同調理場又はその付近に火災その他の災害が発生したときは、臨機の処置をとるとともに、迅速かつ的確に行動しなければならぬ。</p> <p>(その他)</p> <p>第40条 この規程に定めるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第37条 校長は、職員の申請に基づき、身分証明書（様式第31号）を交付するものとする。</p> <p>(校舎等の災害時の服務)</p> <p>第39条 職員は、校舎又はその付近に火災その他の災害が発生したときは、臨機の処置をとるとともに、迅速かつ的確に行動しなければならぬ。</p> <p>(その他)</p> <p>第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

様式省略（全部改正）

附 則（平成27年9月日教育委員会訓令第X号）

この訓令は、平成27年9月 日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

議案第2号	教育部 学校教育課
平成27年9月29日提出	(課長)古幡 彰 (担当室長)飯嶋 正成

タイトル	安曇野市中間教室の移転について												
決定を要する事項の内容	位置づけについての協議												
要旨	<p>豊科公民館の大規模改修完了後、中間教室「けやきの家」「ねむの木」が現地より豊科公民館内に配置されることとなります。</p> <p>移転に伴い、教育相談室とのより一層の連携を図るため、名称を「教育支援センター」(適応指導教室)として位置づけ、機能の向上を図るものです。</p>												
説明	<p>中間教室「けやきの家」(豊科5731番地1)、「ねむの木」(豊科5228番地12)については、豊科公民館の大規模改修完了後豊科公民館内(豊科4289番地1)に移転することが方針として確認されており、現在の単独1戸建て(2棟)から同一スペースでの運営を行うこととなります。</p> <p>また、豊科公民館内に「教育相談室」が設置されており、緊密な連携を図ることが可能となります。</p> <p>このため、国の教育支援センター(適応指導教室)整備指針に基づき名称を「中間教室」から「教育支援センター」に改称し、中間教室(適応指導教室)機能・教育相談機能・スクール・ソーシャルワーク機能を持った施設として運営を図る計画としています。</p> <p>なお、ねむの木、けやきの家の名称については、教室名としての活用を検討します。</p> <p>○詳細 「安曇野市の中間教室のあり方について(案)別添(教育支援センター等の配置状況)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">条例</th> <th style="text-align: center;">要綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育支援センター</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td>適応指導教室</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">98</td> </tr> <tr> <td>中間教室</td> <td style="text-align: center;">2(安曇野市含む)</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センター資料)</p> <p>【今後の対応】</p> <p>方針確認後、安曇野市中間教室設置条例の改正案について、12月議会に提出を予定。(教育委員会10月定例会に議案提出予定)</p> <p>その他、安曇野市中間教室管理規則・安曇野市教育相談室設置要綱等必要な改正を行います。</p>		条例	要綱	教育支援センター	19	18	適応指導教室	14	98	中間教室	2(安曇野市含む)	3
	条例	要綱											
教育支援センター	19	18											
適応指導教室	14	98											
中間教室	2(安曇野市含む)	3											

安曇野市の中間教室のあり方について（案）

1. 「安曇野市中間教室設置条例」改正の必要性

豊科公民館改修工事完了に伴い、平成28年4月より市中間教室（けやきの家・ねむの木）が豊科公民館内に移転することにしており、現条例における位置等について改正する必要があります。

2. 条例改正の内容

(1) 「中間教室」を「教育支援センター」に変更。

- ・国では、中間教室という文言を使用せず、「教育支援センター」を使用している。（国：「教育支援センター（適応指導教室）整備指針」）
- ・他自治体の立法例を見ても、「中間教室」の文言を使用している自治体は当市を含め全国5自治体のみ。多くの自治体が「教育支援センター」あるいは「適応指導教室」としている。

(2) 条例第2条 位置（所在地）を「安曇野市豊科4289番地1」に変更。

3. 「教育支援センター」の機能について

- ・「教育相談室」も、現在の堀金公民館から、同じく平成28年4月には豊科公民館内に戻ることになるため、国の「教育支援センター（適応指導教室）整備指針」も考慮し、現行の教育相談室が行なう業務を教育相談機能として位置付けたい。
- ・その場合、教育支援センターは、不登校に特化した支援機関ではなく、教育に関する総合的な相談・支援機関としたい。
- ・また、同指針において、児童生徒の支援のために「在籍校との緊密な連携を行うものとする」とあり、支援にあたってのコーディネート機能も求められているため、不登校支援コーディネーターが行なうスクール・ソーシャルワーク機能も位置付けたい。
- ・「中間教室管理規則」及び「教育相談室設置要綱」について、必要改正を行う。

「教育支援センター」体制（案）

◆中間教室機能◆

不登校児童生徒の学校復帰を支援し、社会的自立に資する。

- ・集団生活適応指導、学習指導、相談指導。
- ・情緒の安定を図る。
- ・基本的生活習慣の改善。

◆教育相談機能◆

- ・子育て・学校生活・不登校・発達障がいなどの教育相談全般
- ・学校訪問（発達心理検査の実施 他）

◆スクール・ソーシャルワーク機能◆

- ・不登校等の児童生徒およびその家庭・学校への相談支援
- ・関係機関とのネットワークの構築および連携・調整（コーディネート）
- ・家庭訪問

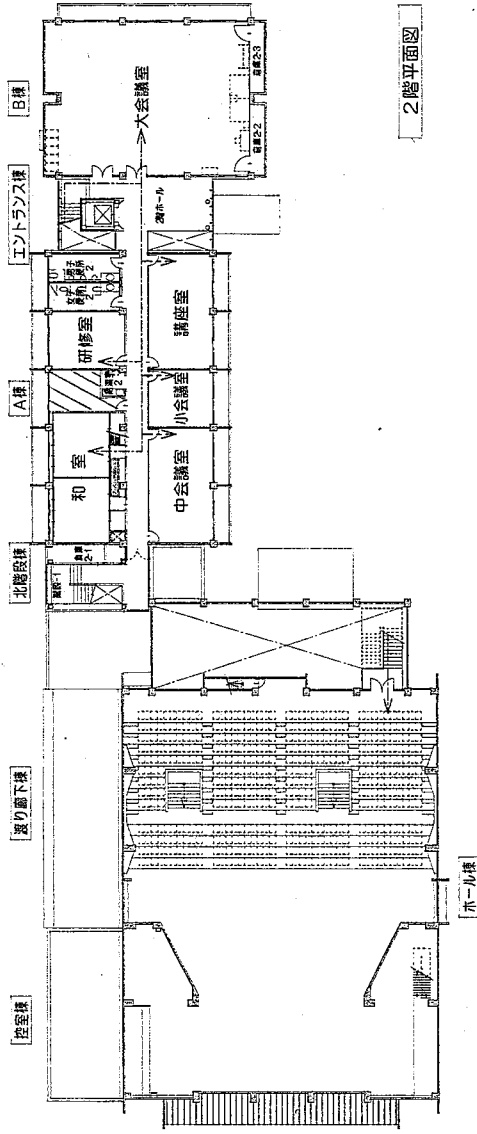
平面計画

■ 1階平面計画について

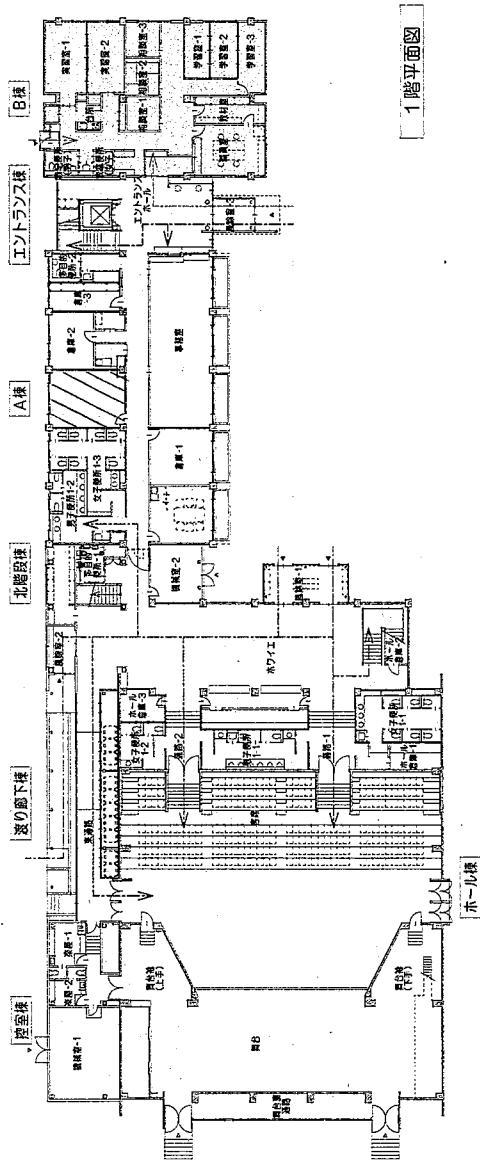
ホールのメインエントランスは、既存と同じ位置であるホール棟の風除室-1とします。また、北階段棟に風除室-2を新設し、北側駐車場からの出入りを可能とします。渡廊下棟にはスロープを設置し、車椅子でのアプローチを可能とします。
 公民館・中間教室のメインエントランスは、エントランス棟の風除室-3とし、エントランスホールを迂回して各室にアプローチします。
 既存ホール棟のトイレが手狭であるため、A棟にトイレを新設します。

■ 2階平面計画について

ホール2階へはホワイエの階段を利用します。
 公民館の2階へのアプローチは、エントランス棟にエレベーターを新設し、車椅子の利用を可能とします。
 エントランス棟2階ホールは、大会講室のホワイエとして、また公民館利用者の憩いの空間として利用できます。

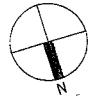


2階平面図



1階平面図

- ホールゾーン
- 公民館ゾーン
- ▨ 教育相談ゾーン
- ▨ 中間教室ゾーン
- ← ホール利用者動線
- ← 公民館利用者動線
- ← 中間教室利用者動線





検索

別添1

教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)

1 趣旨

- 教育委員会は、教育支援センター(以下、センターという。)の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない。

2 設置の目的

- センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む。以下同じ。)を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

3 自己評価・情報の積極的な提供等

- センターは、その目的を実現するため、その相談・適応指導、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- センターは、その相談・適応指導、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 対象者

- 入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。
- 不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見極め(アセスメント)に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。
- 必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。

5 指導内容・方法

- 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・適応指

導を行う。

- 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。
- 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。
- 家庭訪問による相談・適応指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通室困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが望ましい。
- センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとする。

6 指導体制

- センターには、相談・適応指導などに従事する指導員を置くものとする。
- 指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい。
- 指導員は、相談・適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有するものをあてるものとする。
- 教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。
- カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。
- その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい。

7 施設・設備等

- 施設・設備は、相談・適応指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。
- センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。
- センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。
- センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。
- センターには、相談・適応指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具(教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等)を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。

8 学校との連携

- 指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする(定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等)。
- 指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。
- 指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見極め(アセスメント)にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。
- 指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。

9 他機関・民間施設・NPO法人等との連携

- センターは、教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする。
- センターは、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図ることが望ましい。
- 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン(試案)」等に留意するものとする。

10 教育委員会の責務

- 教育委員会は、前各項の趣旨が達せられるよう、教育委員会規則の制定や指導体制の充実等、センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない。
- 教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が、適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない。

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

お知らせ 政策について 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省について 教育 科学技術・学術
スポーツ 文化

ご意見・お問い合わせ プライバシーポリシー リンク・著作権について

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話番号: 03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) 案内図

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

○安曇野市中間教室設置条例

平成17年10月1日条例第223号

改正

平成20年12月25日条例第47号

安曇野市中間教室設置条例

(設置)

第1条 不登校児童・生徒を対象に、学校復帰に向けての指導及び援助を行うことを目的として安曇野市中間教室を設置する。

(名称及び位置)

第2条 安曇野市中間教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
けやきの家	安曇野市豊科5731番地1
ねむの木	安曇野市豊科5228番地12

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成18年8月23日教委規則第15号

平成20年12月22日教委規則第11号

平成26年6月30日教委規則第9号

安曇野市中間教室管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市中間教室設置条例（平成17年安曇野市条例第223号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通室対象者)

第2条 安曇野市中間教室に通室できるのは、不登校の小学生及び中学生とする。

(指導内容等)

第3条 通室児童生徒の適応指導に当たるのは、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から委嘱されたメンタルアドバイザー（適応指導員）及びメンタルフレンドとし、次に掲げる指導及び活動を行うものとする。

- (1) 相談指導
- (2) 体験活動
- (3) 集団活動
- (4) 学習活動
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な指導及び活動

2 メンタルアドバイザーは、必要に応じて保護者と面接相談又は家庭訪問を行うものとする。

(開設日及び開設時間)

第4条 安曇野市中間教室の開設日は、祝祭日を除く毎週月曜日から金曜日までとし、開設時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、登下校時刻については、メンタルアドバイザーが個々の児童生徒に応じ適宜決めるものとする。

(通室手続)

第5条 在籍小学校長又は中学校長は、保護者及び児童生徒が通室を希望し、これを適当と認めるときは、当該小学校又は中学校の所管教育委員会（次条及び第7条において「所管教育委員会」という。）を経由し、安曇野市中間教室通室依頼書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

(退室手続)

第6条 在籍小学校長又は中学校長は、保護者から退室の申出があり、メンタルアドバイザーの意見を聴きこれを適当と認めるときは、所管教育委員会を経由し、安曇野市中間教室退室届（様式第2号）を教育委員会へ提出するものとする。

(連携及び連絡等)

第7条 教育委員会、所管教育委員会、在籍小学校長、在籍中学校長及びメンタルアドバイザーは、通室児童生徒の学校復帰に向け、緊密な連携に努めるものとする。

2 在籍小学校長又は中学校長は、当該児童生徒の通室までの経過及び通室後把握した状況について、メンタルアドバイザーと連絡を取るものとする。

3 メンタルアドバイザーは、児童生徒の指導状況を適宜在籍小学校長又は中学校長に連絡するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月23日教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日教委規則第9号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

安曇野市教育相談室設置要綱

(趣旨)

第1条 幼児及び青少年の健全な育成を図るため、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に教育相談室（以下「相談室」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 相談室は、豊科公民館内に設置する。

(業務)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市内に在住する幼児、児童、生徒、青年、保護者、教職員等に対し、来室、電話等による教育に関する相談（以下「教育相談」という。）活動
- (2) 教育委員会が認めた、市外に在住する幼児、児童、生徒及び保護者への相談活動
- (3) 教育相談に関する検査、調査、研修、研究及び資料収集活動
- (4) 学校、家庭、関係機関等との連携及び調整活動
- (5) その他教育相談に関する活動

(組織及び運営)

第4条 前条の業務を行うため相談室に室長及び相談員を置く。

2 相談員は、教育委員会が定めた人数とする。

3 相談室の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日、8月13日から同月16日までの日及び12月29日から同月31日までの日

4 相談室は、関係する保護者、幼稚園、保育園、学校、適応指導教室等と十分連携しながら事業を実施するものとする。

5 相談室は、必要があると認めるときは、保健、医療、福祉等の関係機関と調整を図るものとする。

6 相談員は、お互いの資質と力量を向上させるため情報交換会、研修会及び研究会を定期的開催するものとする。

7 相談員は、必要に応じ市内の他の施設で相談をすることができる。

(任命等)

第5条 室長及び相談員は、次の条件を満たすもののうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 健康かつ活動的であること。
- (2) 教育に関する識見と経験を有すること。
- (3) 住民から信頼される者であること。

(任期)

第6条 相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 相談員に欠員が生じたときの任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

(1) 自己の都合により退任を申し出たとき。

(2) 相談員としてふさわしくない行動があったとき。

(3) 相談員としてふさわしくない状況が生じたとき。

(守秘義務)

第7条 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

議案第 3 号	教育部 学校教育課
平成 27 年 9 月 29 日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)大澤 明彦

タイトル	安曇野市教育大綱の策定について
決定を要する事項の内容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についての協議
要旨	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、地方公共団体の長による教育に関する総合的な施策の「大綱」(以下「大綱」という。)の策定と、総合教育会議の設置が義務付けられました。</p> <p>本市における教育の基本方針は、平成 22 年 9 月に「安曇野市の教育(教育基本計画)」(平成 22 年度～平成 25 年度)を定め、平成 25 年度に見直しを行い平成 28 年 3 月 31 までの計画としておりますが、平成 27 年 5 月に行った総合教育会議において「安曇野市の教育」について必要な事項を見直し、安曇野市における教育大綱とすることが承認されました。</p> <p>○安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(案)別紙</p>
説明	<p>地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとされています。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 2 項)</p> <p>本市においては、総合教育会議に関する事務について、教育委員会に補助執行されていることから、案を教育委員会において確認のうえ総合教育会議で決定する計画としています。</p> <p>(第 2 回総合教育会議の予定)</p> <p>11 月 25 日(水)午前 9 時 30 分から 11 時 30 分</p>

安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(案)

H27. 9. 29

安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(以下「本大綱」)は、安曇野市のまちづくりの基本理念である安曇野市民憲章のもと、次に掲げる教育指針に従い、学校教育、家庭教育、幼児期の教育・保育、生涯学習、スポーツ振興、文化振興、図書館整備等のそれぞれの目標と行動計画を示したものです。

本大綱の実施期間は、策定から平成30年3月31日までとし、以後は教育目標の達成度および社会情勢の変化等を考慮し、見直すものとします。

教育指針

北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りをもち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。

<教育指針の解説について>

安曇野市の最大の特長は、北アルプスと筑摩山地に囲まれた安曇野の広大な田園と、その中で生活する人々が、長い歴史の中で培ってきた伝統文化と優れた芸術を生み出した地方都市であることです。

安曇野市のあらゆる年代の市民が、本市の最大の特長を理解し、これを誇りにできる市民に育つよう、生涯にわたり積極的に学び続けることを目指します。

まず、「豊かな自然」とは、先人の努力により、自然と人が共生する中で創り出された北アルプスの裾野に広がる里山と、それに続く(人々が生活している)田園や清冽な水で育つわさびの畑を指します。また、「向き合う」とは、このことを理解し大切に考え行動することを意味します。

「先人」とは、有史以来安曇野で生活したあらゆる人々を指し、「歴史」とは安曇野の古代より現代までの郷土に残る史実や言い伝え(伝説)をいい、「文化」とは安曇野の祭などの伝統芸能、道祖神や神社仏閣などの史跡、芸術文化を収めた美術館、博物館、記念館など、安曇野にある有形無形の遺産を指します。

「学ぶとともに誇りをもつ」とは、さまざまな学習活動の中で安曇野を知り、そこで育ち生活することに誇りをもつことであり、「明日を切り拓くたくましい力と思いやり」とは、安曇野で教育を受けた市民が、安曇野市の将来の繁栄と市民一人ひとりの明るい未来を創るために必要な健全な精神をもち、お互いを理解できる市民の高い資質を意味します。

さらに、「心豊かな国際的な市民」とは、日常生活や仕事の場面において、文化の異なる海外の人々とも交流ができる教養を備えた、幅広い人間性をもつ人を意味します。

~~—わたくしたちは、全ての市民がこの教育指針を目指して力強く歩み続けるよう、教育環境づくりをめざします。~~

1 学校教育

○ 心豊かでたくましく生きる力を育む学校教育 ～高い志を持って努力する子どもたちに～
目 標

安曇野市では、子どもたちを育む環境の充実に向け、学校と家庭さらに地域の人々と連携を図り、開かれた特色ある学校づくりを目指します。学校教育を支援するため、地域と一体となって連携体制の構築を図り、多様な形態の学校支援を行いながら、教員が一人ひとりの子どもと関わり合う時間の充実を図ります。

さらに、学習指導要領で目指している「生きる力」を育むために以下の施策を展開します。

- ◇ 基礎・基本を確実に身につけ、社会がどのように変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。
- ◇ 自らを律しつつ、他人と協調し、人への思いやりと感動する心をもった豊かな人間性を育む。
- ◇ たくましく生きるための健康や体力を増進する。

行動計画

〔小中学校共通の行動計画〕

(1) 基礎学力向上のための指導の充実

- ア 少人数学級や小集団学習の推進
- イ ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進

(2) 学びあう姿勢・態度を育成するための指導の充実

- ア 全領域の学習における主体的に学ぶ姿勢・態度の育成
- イ 総合的な学習の時間の充実
- ウ キャリア教育の推進
- エ 地域の人たちがもつ優れた技能・知識と学校教育の連携強化

(3) 特色ある学校づくりの推進

- ア 地域に開かれた学校づくりの推進
- イ 児童・生徒が、高い志を持ち、共に学び合う学校づくりの推進

(4) 英語教育の充実と実践

- ア ALT、日本人英語指導員・助手を活用した英語教育の充実と実践
- イ 海外の生活習慣・文化を知る国際理解教育の推進
- ウ 海外ホームステイ事業の実施

(5) 児童・生徒の就学支援活動の推進

- ア スクールサポート事業の展開による学校支援プログラムでの支援活動の推進及び安曇野市ならではの信州型コミュニティスクールの構築
- イ 特別支援教育の充実
- ウ 障がいをもつ児童・生徒・~~児童~~の就学支援活動の推進
- エ いじめ防止、不登校児童・生徒への支援体制の強化及び中間教室等の活用と充実
- オ 教育相談の活用と充実
- カ ~~適応指導による適切な就学への支援~~ (削除:エの内容に含まれる為)
- カ 学校教育指導員・心の相談員の配置

キ 就学相談委員会の充実

(6) 食育の推進

- ア 地産地消の推進
- イ 食文化の伝統伝承
- ウ 食農教育の充実又は実践などによる食を考える教育の推進

(7) 学校、家庭、地域との連携による教育体制の充実

- ア 地域教育協議会による学校運営の理解と参画、学校支援や学校自己評価の活用
- イ 『家庭学習のすすめ』や各校の『家庭学習の手引き』の活用による家庭学習の充実と自ら学ぶ態度の形成

(8) 子どもの安全確保策の充実

- ア 子どもを守る安心の家、子ども安全パトロール隊の充実
- イ 青色パトロールカーを使った巡回による安全確保の推進
- ウ 地域での子どもの安全を守る関係団体との連携強化

(9) 防災活動拠点としての学校のあり方の検討

- ア 防災教育の推進
- イ 状況に応じた避難訓練の実施
- ウ 学校備蓄品の確保
- エ 学校施設の耐震化（体育館等非構造部材等）の推進

〔小学校教育の行動計画〕

(1) 児童の育成

- ア 学校内外の生活体験に基づき、人と人との相互関係を正しく理解し協同できる、自主・自律の精神を養うこと
- イ 郷土の伝統・文化に進んで関わり、正しく理解すること
- ウ 進んで国際協調の精神を養うこと
- エ 生活を営む上で必要な衣、食、住について理解し、基礎的な技能を養うこと
- オ 国語を、正しく理解し使用する能力を養うこと
- カ 数と量との関係を、正しく理解し処理する能力を養うこと
- キ 自然現象を観察し、科学的に処理する能力を養うこと
- ク 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること
- ケ 日常生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸について理解し、基礎的な技能を養うこと

〔中学校教育の行動計画〕

(1) 生徒の育成

- ア 小学校における教育目標を発展させ、国家および社会の形成者として必要な資質を養うこと
- イ 社会に必要な職業について、基礎的な知識と技能、勤労を重んずる精神および個性に
応じて将来の進路を選択できる能力を養うこと
- ウ 学校内外における社会的活動に関わり、その活動を正しく導き、公正な判断力を養う
こと

(2) 市内**高校高等学校**との連携・支援

- ア 生徒数の減少や都市集中化等の課題に対応していくため、**中高中学校と高等学校**の連携を強化すること
- イ 地元**高校高等学校**との地域交流を通して、市民の**高校高等学校**への関心を高めること

2 家庭教育

- 深く豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育
 - 愛情としつけを通して乳幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する家庭教育
- 目 標

次世代、郷土安曇野を担う人づくりと人間性豊かな、社会性のある子どもを育て**ます**。

行動計画

(1) 家庭教育を充実するための保護者への支援

- ア 子育て関係者への子育てのための学習機会の提供
- イ 子育てに関する情報提供

3 幼児期の教育・保育

- 社会・文化・自然などに触れ、幼児期なりの世界の豊かさに出会う幼児期の教育・保育
 - 子ども・子育て支援事業計画による、福祉・教育の連携した幼児期の教育・保育
- 目 標

ふるさと安曇野の良さを知り、未来に夢をひろげ、思いやりをもったたくましく生きる子どもを育て**ます**。

行動計画

(1) 幼児の育成

- ア 主体性・創造性を持った子ども
- イ 体・心・知恵のバランスがとれている子ども
- ウ 群れて元気に遊ぶ子ども
- エ 思いやりのある子ども
- オ 安曇野の文化・自然の中に自ら浸りこんでいける子ども

(2) 一貫性のある幼児の教育体制を構築

- ア **幼保小幼稚園・保育園・認定こども園・小学校**の連携
- イ 幼児教育の必要性の発信
- ウ 子育て相談・支援

(3) 教育・保育環境の充実

- ア 幼稚園、保育**所園**の施設及び設備の充実を図るとともに、認定こども園の普及**に努め**
る促進

4 生涯学習

○ あなたが主役 ともに創ろう ともに学び ともに支え合う 生涯学習のまち

目 標

「だれでも、いつでも、気軽に学べるまちづくり」と「学びの成果が活かされるまちづくり」を進めます。

行動計画

(1) 生涯の各段階に応じた学習機会の充実

- ア 子どもの成長支援講座の充実、子育て相談体制の充実及び関係機関との連携
- イ 青少年期の育ちの場の充実、生きる力を育む環境整備及び健全育成のための連携強化
- ウ 成人期の趣味や教養及び仕事などにも役立つ学習機会の充実と地域交流の促進
- エ 高齢期の健康増進活動及び活動の場の充実と交流活動の促進

(2) 現代社会の課題や市民の学習要望に応える学習機会の充実

- ア 環境、健康及び地域福祉を進める学習の推進
- イ 芸術文化活動の振興
- ウ 国際理解、外国人支援及び地域の安全・安心を進める活動の推進
- エ 人権尊重の学習の推進
- オ 情報化に応じた学習の推進

(3) 生涯学習を支える環境の整備

- ア 公民館を中心とした生涯学習施設の有効活用
- イ 学習情報提供と学習相談体制の充実
- ウ 学習に参加しやすい環境づくり

(4) 学習成果を活かし支え合う協働のまちづくり

- ア 成果発表の機会の充実
- イ ボランティア活動の推進
- ウ 市民と行政の協働や市民交流の推進

(5) 一人ひとりが伝える役割を果たすまちづくり

- ア 生涯の各段階に応じ役割を果たすまちづくり
- イ 風土に根ざした技や知恵を広げる伝える仕組みの構築
- ウ リーダーバンク制度の充実

5 スポーツ振興

○ 豊かな人生を実現する 健康スポーツ都市 安曇野

目 標

市民の「2人に1人が週1回以上のスポーツを実施」を進めます。

行動計画

(1) 生涯スポーツの推進

- ア 子どもスポーツ活動の推進
- イ スポーツに親しむ機会の充実
- ウ スポーツによる健康・体力づくりの推進

- エ コーディネーショントレーニングの普及
- オ スポーツに親しむための情報サービスの向上
- (2) スポーツ施設の整備と有効活用
 - ア 公共スポーツ施設の整備・充実
 - イ 自然を生かしたスポーツ環境づくり
- (3) 競技スポーツの振興と指導者の育成
 - ア 選手の育成・支援
 - イ 高い技術に触れる機会の充実
 - ウ 指導者の養成と指導体制の活性化
- (4) 高齢者・障がい者スポーツの推進
 - ア 高齢者スポーツ活動の支援
 - イ 障がい者スポーツ活動の支援
- (5) スポーツを通じたコミュニティづくり
 - ア 総合型地域スポーツクラブの育成支援
 - イ スポーツを通じた交流の充実
 - ウ スポーツボランティア活動の推進
- (6) 安曇野市公式スポーツ施設整備計画の推進
 - ~~ア 早期整備候補施設の整備位置の特定~~
 - ~~イ 整備実現に向けた法規制への対応~~
 - ~~ウ 公共施設の整理・統廃合への配慮~~

計画を推進する段階となっていることから、ア～ウについて削除

6 文化振興

○ 学ぶ心が育ち、文化のかおるまちをつくる文化芸術の振興

目 標

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化、古文書などを保存・継承し、それらを活用して創造的な芸術文化活動が活発に行われるまちようにします。

行動計画

- (1) 残したい安曇野の文化
 - ア 自然との共生と自然環境の保全
 - イ 文化的景観の保全
- (2) 伝えたい安曇野の文化
 - ア 先人の顕彰と資料・作品の計画的な収集
 - イ 地域文化の理解と尊重及び伝統文化や郷土芸能の保存と継承
- (3) 感じたい安曇野の文化
 - ア 文化芸術施設の整備・充実
 - イ 特色ある文化芸術施設の運営と施設間の連携強化
 - ウ 芸術鑑賞機会の充実と市民活動の育成支援
- (4) 学びたい安曇野の文化
 - ア 文化財の保存と活用

イ 古文書や歴史的価値ある行政文書の保存と活用及びデジタルアーカイブの推進と市史
(誌) 編纂

(5) 育てたい安曇野の文化

ア 地域文化を支える人材の育成

イ 地域文化の創造

ウ 産業活動との連携や文化交流の促進などによる文化資源の発掘と活用

7 図書館整備

○多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館

目 標

市民へ質の高い情報を提供できる「学習センター」「情報のセンター」「文化センター」として、生涯学習を進める上で市民の要望に応える図書館の確立を進めます。

行動計画

(1) 新鮮な資料や最新の情報の市民への提供

ア 様々なメディアによる、新鮮な資料や最新の情報の提供

(2) さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実

ア あらゆる年代の市民が自由に訪れ、個人やグループが気軽に学ぶことができる生涯学習の拠点施設として基本的なサービスの充実

イ 市民の余暇活動を支援する施設として、図書館が役割を果たすべきサービスの確立

ウ 図書館施設の充実を図るため、新たな堀金図書館及び三郷図書館の改修・建設

(3) 「地域の教育力」を高める活動の推進

ア 子どもの多様な能力を伸ばすために学校図書館及び地域・家庭学習支援の充実

イ 市民の地域活動、生活、仕事などに必要な資料・情報の収集と提供

(4) 図書館利用に障がいのある方々への支援

ア 「図書館に来られない」「活字資料を読むことが困難」等への具体的な支援

イ 容易かつ効率的に資料・情報を利用できるための整備・拡充

ウ 対面朗読、大活字本、自宅への配本、最新の電子書籍配信等のサービスの充実

(5) 安曇野市の歴史文化の伝承

ア 地域文化の掘り起こしや継承のための郷土資料・情報の網羅的収集と保存

イ 新しい文化の創造に役立つ郷土資料・情報の整理・活用

ウ 郷土資料のデジタル化やアーカイブを、市民参加型の講座開設や学校との連携で活用

(6) 市民の調査・研究支援体制の強化援助

ア 情報活用アドバイザーとしてのレファレンス（相談・調査）サービスの支援援助充実

イ 中央図書館と分館および他市町村図書館との連携強化による情報活用の充実

ウ インターネット予約の推進

※下記8大綱に記載するかの確認。

8 教育を推進するための基本姿勢

○ この計画本大綱を着実に推進するために、次のことを重視して取り組みます。

(1) 計画推進と教育による「まちづくり」

教育を取り巻く状況は、近年一層厳しさを増しています。このような中で、質の高い教育を安定的かつ持続的に進めるためには、変化を恐れず、常に成果を検証・共有し改善につなげていく姿勢が求められます。

このため、教育の主役が市民であることを自覚し、市民一人ひとりが、「まちづくり」の最大の基本が「教育による人づくり」であることを共有し、**計画実現に取り組むよう努めます**本大綱に沿った取り組みを進めます。

(2) 教育にかかわる多様な主体との協働

安曇野市全体の教育力を高めるためには、市の行政のみならず、学校、保護者、地域、社会・文化・スポーツ等の諸施設、企業など社会を構成するすべての市民が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに、お互いに連携し協力することが求められます。

また、困難な課題を抱える家庭には、行政がその役割を果たし支えていく配慮も必要になってきます。

このため教育にかかわる様々な情報を積極的に提供し、学校と地域、教育にかかわるあらゆる団体等との協働、連携を進めるコーディネーターの育成や、ネットワークの構築等、教育の環境整備にも努めていきます。

殊に、学校教育では、各学校において異なる実情や、児童生徒・保護者・地域住民等のニーズに応じた最適な教育がなされるよう教育現場における主体性、創意工夫を一層促す努力を進めます。

(3) 適切な評価・点検による実効性の確保

—取り組みの着実な推進のために、計画の進捗状況を把握し、効果や課題を検証し、評価を行います。評価の結果は、市の広報やホームページ等により、市民に公表します。同時に広く市民の声を把握、集約、検討して主役である市民の声を反映できるよう努力し、計画の実効性を高めていきます。— (削除:進捗状況等についての評価は各計画が対象)

(4) 計画の見直し

—計画の実行過程で、大きな変化や必要が生じたときは、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。— (削除:前文に記載あり)

《参考資料》

【教育に関連する市の各種計画等】

- 第1次安曇野市総合計画(基本構想)(平成25年度～平成29年度)
- 教育基本計画「安曇野市の教育」(平成25年度～平成27年度)
- 安曇野市文化振興計画(平成23年度～平成29年度)
- 生涯学習推進計画(平成27年度～平成29年度)
- 図書館基本計画(平成21年度～平成29年度)
- スポーツ振興計画(平成23年度～平成29年度)
- 人権教育・啓発推進計画(平成19年度～)
- 学校給食理念(目標)
- 子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
- 環境基本計画(平成20年度～平成29年度)
- 第2次男女共同参画計画(平成25年度～平成29年度)
- 第3次情報化計画(平成26年度～平成28年度)

【国の施策】

○第2期教育振興基本計画(平成25年度～平成29年度)

《4つの基本的方向性》

4つのビジョン(基本的方向性)、8のミッション(成果目標)、30のアクション(基本施策)

1. 社会を生き抜く力の養成

◇多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・機能的な力

(1) 生きる力の確実な育成(幼稚園～高校)

～生涯にわたり学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる～

(2) 課題探究能力の習得(大学～)

～どんな職場でも「答えのない問題」に再善解を導くことができる力を養う～

(3) 自立・協働・想像に向けた力の習得(生涯全体)

～社会を生き抜くための力を生涯に通じて身に付けられるにする～

(4) 社会的・職業的自立に向けた力の育成

～進路への意識向上や雇用状況(就職率、早期離職率等)の改善に向けた取り組みの増加

(インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増)など

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

◇変化や新たな価値を主導・想像し、社会の各分野を引率していく人材

(5) 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

～大学の国際的な評価の向上/英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
日本人の海外留学生数・外国人留学生数の増加 など～

3. 学びのセーフティネットの構築

◇誰もがアクセスできる多様な学習機会を

(6) 意欲ある全ての者への学習機会の確保

～経済状況によらない進学機会の確保/家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など～

(7) 安全・安心な教育研究環境の確保

～学校施設の耐震化率の向上(公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など)/学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少など

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

◇社会が人を育み、社会がつくる好循環

(8) 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

～全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築/コミュニティ・スクールを全公立小中学校

の1割に拡大/全学校等で評価、情報提供 など～

議案第4号	教育部 各課
平成27年9月29日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援についての協議
要旨	生涯学習課 共催 1件、後援 6件 文化課 後援 1件、後援 3件
説明	詳細 別紙

教育部 生涯学習課共催・後援台帳

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
1018	H27.8.11	長野県高等学校新人体育大会 ソフトボール競技	長野県高体連中 信ソフトボール専門部	池田 昭弘	長野県高等学校体育連盟・長野県教育委員会	後援	高等学校の教育目的の大会であり、予算が限られているため。	平成27年 10月17日 (土)～19 日(月) 【準備日: 16日(金)、予 備日:20日 (火)】	有明運動場、西穂高運動場、北穂高運動場、高家スポーツ広場	平成27年度長野県高等学校新人体育大会、ソフトボール競技実技大会、北信越大会・全国選抜大会の県予選。	競技方法:男女ともトーナメント戦 参加料:1人1,000円(マネージャー・スコアラーも) 優勝・準優勝校は北信越大会出場(11月7・8日新潟県新潟市)、優勝校は第34回全国高等学校選抜大会出場(平成28年3月20～23日、男子・静岡県富士宮市、女子・千葉県成田市、1県1校)	-	-	-	基準第3条 第2項により 可
1019	H27.8.27	グラスルーツフェスティバル2015 in アルウィン	一般社団法人長野県サッカー協会	平林 正光	一般社団法人長野県サッカー協会	後援	対象となる小学生、および保護者に事業を幅広くご理解いただき、安心してご参加いただくため後援をお願いいたします。	平成27年 10月4日 (日)	長野県松本平広域公園総合球場(アルウィン)	スポーツ(サッカー)を通して、体を動かして遊ぶ事の楽しさと、上達を体感するプログラムの提供。	小学校1～4年生のサッカー経験者を問わない、誰もが参加できるフェスティバル。	-	-	-	基準第3条 第2項により 可
1020	H27.9.4	長野県卓球選手権大会兼全日本卓球選手権大会 長野県予選会	安曇野卓球連盟	西村 義夫	長野県卓球連盟(安曇野卓球連盟主幹)	後援	今回4年に一度の安曇野市開催での入場券振替と必要。	平成27年 10月17日 (土)～18 日(日)	穂高総合体育館	県の選手権と、平成28年1月11日(月)～17日(日)に東京体育館で行われる全日本卓球選手権の代表選手を選考する。	競技種目:①男子シングルス、②女子シングルス、③男子ダブルス、④女子ダブルス、⑤混合ダブルス 試合方法:各種ともトーナメント方式により優勝を決定する。参加人数によりリーグ戦もある。 参加料:シングルス1人1,000円、ダブルス1組2,000円	-	-	-	基準第3条 第2項により 可
1021	H27.9.11	全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会長野県予選会	長野県バスケットボール協会	小坂 憲次	長野県バスケットボール協会	後援	高校生の大会であり、バスケットボールの試合を通じて健全な高等学校生徒の育成を図ることを目的としているため。	平成27年 10月11日 (日)～10 月12日 (月)	穂高総合体育館、明科高等学校	バスケットボールの試合を通じて健全な高等学校生徒の育成を図る。全国大会への出場チームを決定する。	競技方法:男女とも各地区代表4チームのトーナメント戦を実施する。 参加料:1チーム15,000円	-	-	-	基準第3条 第2項により 可
1022	H27.9.14	平成27年度長野県高等学校新人体育大会(兼)第50回長野県高等学校新体操選手権大会	長野県高等学校体育連盟	矢島 富士雄	長野県高等学校体育連盟・長野県教育委員会	後援	教育活動の一環として大会を行う為。	平成27年 10月24日 (土)～25 日(日)	堀金総合体育館	新体操を通して県内の高校生の健全な心身の育成を目的とし、全国大会の予選を兼ねた新人戦を開催する。	参加料:1人1,000円 当該年度の全国高校総体・北信越高校総体の結果を上げ、第28回全国高等学校新体操選手権大会へ出場する団体1チーム、個人1名または2名を選抜する。	-	-	-	基準第3条 第2項により 可
1023	H27.9.17	2015 Azumino 光のページェント	Azumino 光のページェント実行委員会	小林 一男	長野県光のページェント実行委員会	後援	子供たちのイベント参加促進及び、来場者に子供たちの心を育む事業として広く周知するため	平成27年 12月5日 (土)～平成 28年1月 31日(日)	豊科南穂高「安曇野の里」	子供たちに夢と希望を与え、共に地域の活性化と観光地づくりを目的とした、市民ボランティアによる手作りのイルミネーションイベント	子供たちに夢を与えたい～市民有志が贈る15万球のイルミネーション	-	-	-	基準第3条 第2項により 可

教育部 生涯学習課共催・後援台帳

(平成27年9月定例会 協議事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
1024	H27.9.18	市制施行10周年 記念事業 安曇野 市芸術フェスティバ ル	安曇野市芸術文 化協会連絡協議 会 降旗 幸子	安曇野市芸 術文化協会 連絡協議会	共催	この事業が市制10 周年事業であり、市 民協働事業であるた め。	9 月 18 日	平成 27年11月 29日(日) 午前9時 ～午後5 時	安曇野市 穂高交流学習 センター「みら い」	合併10周年記念として市内 各地域芸術文化協会芸能部、 一堂でのステージ発表を通し てお互いの交流を深め、市民 の皆様に参加していただきた い。 これを契機に毎年、交流芸 能フェスティバルが開催でき るようにしたい。	※各芸術文化協会の芸能部か らグループを選出し、60分のス テージをそれぞれ担当する。 入場無料 日本舞踊・合唱・コーラス 楽器演奏(和楽器・洋楽器その 他) 吟道関連(剣舞・詩舞その 他) マジックショー ダンス(社交ダンス・フラダン ス) 着物パフォーマンス	-	-	-	基準第3条 第2項により 可

教育部文化課 共催・後援台帳 (平成27年度9月定例会 協議事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	区分	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
50	平成27年 8月24日	第14回「かおすの 会詩展」	詩話「かお す」の会 柳沢 さつき	柳沢 さつき (かおすの会)	後援	多くの市民の皆様 に活動を理解して いただくため。	平成27年 8月24日	平成27年 11月5日(木) ～8日(日)	礫山公園 研成ホール	詩の研修・発展の場 として多くの方に見 ていただく。	詩・写真・美術 工芸作品の展 覧会 (朗読会、講演 会及び演奏会 を含む)	-	-	-	取扱基準第3条 第2号により可
54	平成27年 9月8日	秋季講演会	三郷郷土研 究会 赤羽根 嘉矩	三郷郷土研 究会	後援	生涯学習の一助に なる内容であるの で、後援をいただき たい。	平成27年 9月4日	平成27年 11月14日(土)	三郷支所 講堂	知識を豊かにし、講 師の話に共感し、よ りよい生き方を考え る生涯学習の機会と する。	講演会	-	-	-	取扱基準第3条 第2号により可 ※春季講演会後 援あり
56	平成27年 9月15日	ヘリテージマナー ジャー養成講座	一般社団法 人 長野県建築 士会 会場 場々 洋介	一般社団法 人 長野県建築 士会	後援	歴史的文化財が多 い安曇野市におい て、全県から集ま る参加者のために 分かりやすく、利便 性のよい施設を使 いたいたため。 また、市の歴史的 文化財に対する背 景について、教育 委員会(文化課 山下文化財保護係 長)の説明をお願 いしたため。	平成27年 9月3日	平成27年 11月21日(土)及び 12月5日(土)	[11月21日] 豊 科交流学習セ ンター「まほう」 [12月5日] 安曇 野市本庁舎口 ビ ー	文化財の保存活用 を目指すヘリテー ジマナーを養成 する。	文化財調査実 習	-	-	-	取扱基準第3条 第2号により可

報告事項第 1 号	教育部 学校教育課
平成 27 年月日提出	(課長)古幡 彰 (担当)大澤 明彦

タイトル	教育委員の任命について
要旨	<p>内田洋子教育委員(任期:平成23年11月9日～平成27年11月8日)の任期満了に伴い、後任委員(保護者委員)として安曇野市議会平成27年9月定例会において同意を得たものです。</p> <p>任期:4年(平成27年11月9日～平成31年11月8日)</p>
説明	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (任命)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員の内に保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>議案第130号</p> <p style="text-align: center;">教育委員会委員の任命について</p> <p>下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">住 所 安曇野市明科中川手 3763 番地</p> <p style="text-align: center;">氏 名 横内 理恵子</p> <p style="text-align: center;">平成 27 年 9 月 28 日 提出</p> <p style="text-align: right;">安曇野市長 宮澤 宗弘</p>

【委員改選に伴う日程】		
日（曜）	時間	内容
11月6日（金）	9:00～	内田教育委員退任式
11月9日（月）	8:30～9:00	教育委員 辞令交付式
	9:00～9:30	臨時教育委員会 教育委員長の選挙 職務代理者の指定
	9:30～	教育委員就任式
		教育委員会歓送迎会

議案第130号 教育委員会委員の任命について

【全員協議会説明資料】

氏名 (生年月日)	任期	略歴 (住所)
横内 理 恵 子 (46歳)	平成27年11月9日から 4年	<p>昭和62年3月 松本県ヶ丘高等学校卒業 平成4年3月 明治学院大学 経済学部 経済学科卒業 平成4年4月 松本信用金庫 入庫 平成8年11月 松本信用金庫 退職 平成26年3月 サイド・インサイド(株) 入社</p> <p>その他経歴 平成15年から 明科龍陣大鼓所 所属 平成20年10月から 人権擁護委員 (現 3期目 安曇野部会 副部会長) 平成21年4月から 安曇野市社会福祉協議会 心配ごと相談員 平成22年4月から 学校運営ボランティア 明科中学校 和太鼓講座講師 (安曇野市明科中川手3763番地)</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抄) (昭和31年6月30日法律第162号)

- 第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、(以下略)
- 第4条第2項 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に
 関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 第4条第5項 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配
 慮するとともに、委員のうちには保護者(親権を行う者及び未成年後見人という。第47条の5第2項において同じ。)である者が含ま
 れるようになしななければならない。
- 第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (平成27年4月1日施行)

- 附則
 (旧教育長に関する経過措置)
 第2条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下この条において「旧法」という。)
 第16条第1項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)は、その教育委員会の委員(以下単に「委員」という。)としての任期中に限り、
 なお従前の例により在職するものとする。
 (新たに任命される委員の任期の特例)
 第4条 施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定
 の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。

報告事項第 2 号	教育部	
平成 27 年 9 月 2 9 日 提出	(課長)	(担当)

タイトル	平成 27 年安曇野市議会 9 月定例会の結果について
要旨	平成 27 年安曇野市議会 9 月定例会が終了しましたので、その結果について報告するものです。
1 会期等について	8 月 31 日 (月) ~ 9 月 28 日 (月)
(1) 一般質問	9 月 9 日 (水) ~ 11 日 (金) 3 日間
山田幸与議員	本市のアウトソーシング計画について (図書館・交流学习センター)
平林明議員	選挙権年齢の 18 歳以上の引き下げに伴う、小中学校の対応について
林孝彦議員	国際理解促進のための、語学習得のための海外ホームステイ経験者の報告会を含めた事業実施について
竹内秀太郎議員	豊科南部総合公園内の「総合体育館」の建設と、「駐車場」等の整備について
一志信一郎議員	通学路の交通安全の確保とグリーンベルトの利用方法について
浜 昭次議員	市内小中学校児童・生徒の不登校対策について
召田義人議員	スポーツ施設について
井出勝正議員	文化・伝統の継承するまちづくり
藤原陽子議員	「ふるさと納税制度による寄附金」の運用について (奨学金)
内川集雄議員	ひとり親家庭支援及び移住促進
	投票権 18 歳引下げに伴い学校現場における主権者教育の課題と取組みについて
(2) 福祉教育委員会	9 月 17 日 (木)
2 議案等の審査結果について (教育委員会関係)	
(1) 以下の議案 9 件 (関連議案含む) については、原案どおり可決されました。	
議案第 99 号	安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例
議案第 100 号	安曇野市公民館条例の一部を改正する条例
議案第 101 号	安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例
議案第 102 号	平成 27 年度安曇野市一般会計補正予算 (第 3 号)
議案第 110 号	平成 26 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 130 号	教育委員会委員の任命について

(2) 請願

- 請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する請願書
請願第 3 号 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

(3) 陳情

- 陳情第 5 号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書

報告事項 第3号	教育部 各課
平成 27 年 9 月 29 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
要旨	学校教育課 後援 4 件 生涯学習課 後援 2 4 件 文化課 後援 4 件 図書館交流課 後援 1 件
説明	

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
17	H27.8.31	中樞地区中学校新入卓球大会	中樞中学校 体育連盟卓球専門委員会 宮田 明	中樞地区中学校体育連盟	後援	地元の中学生のスポーツによる健全育成にご協力をお願いしたい。	8月31日	平成27年11月14日	専決	過去承認	○	8月31日	安曇野市堀金総合体育館	中樞地区在住の中学生の健全育成と卓球技能の向上	平成27年度の中樞地区在住の中学1,2年生を対象とし、学校行事として新入卓球大会を開催する。(出場選手128名参加予定)	○	○	○	基準第4条2により可
18	H27.09.07	ケアガーデンゆいや(子どもまつり6)	結家サポートクラブ 山本 久美子	ケアガーデン結家サポートクラブ	後援	学校関係者・福祉関係者、一般の方々に関心して気軽に参加していただくため。	9月7日	平成27年11月1日	専決	過去承認	○	9月8日	ケアガーデン結家	地域の方々に、結家のこと・結家の取り組みを広く知ってもらい、企画から準備と当日の接客と片付けまで担当中で、生の訓練を子どもも選が経験して、自立と就労に役立てるよう企図しました。	ハンドマッサー、ラベンダーの雑貨販売、カフェ、生き火パンの販売、フィルムボード作り体験などを行う。	○	○	○	基準第4条2により可
19	H27.9.9	中樞地区学校図書館教育研究会	長野県図書館協会小中学校図書館部会 安曇野支部 代表 勝家昌昭	長野県図書館協会小中学校図書館部会	後援	安曇野市内小中学校において図書館教育研究会を開催するにあたり、学校の設置管理者である市教委の後援をお願いしたい。	9月9日	平成27年10月15日	専決	第3条1項	○	9月10日	安曇野市立 南小学校・明科中学校	県内小中学校及び特別支援諸学校、各種学校の図書館教育の普及発展、向上に寄与することを目的とする。	安曇野市立 明南小学校4年1組の国語、明科中学校1年3組の社会科の公開授業、授業研究会を実施後に講演会を行う。	○	○	○	基準第4条1により可
20	H27.9.14	学社融合フォーラム	長野県中樞教育事務所 所長 森田邦雄	長野県教育委員会事務局 中樞教育事務所	後援	管内の学校教職員及びPTA関係者等へ参加を呼びかけるため。	9月10日	平成27年11月28日	専決	過去承認	○	9月15日	長野県総合教育センター	子ども達を豊かに育てるために、学校・家庭・地域それぞれができることを考え合い、よりよい協働のあり方を共有する機会とする。	岡山大学大学院教育学研究科准教授熊谷隆之輔さんを招き講演会を行う。また、ハルルディスプレイコンションも行われる。	○	○	○	基準第4条2により可

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
72	H27.8.11	第6回どんぐり祭り ～どんぐり森さんぽ	特定非営利 活動法人 Gland・Riche 代表 望月 美輪	特定非営利 活動法人 Gland・Riche	後援	近年身近な社会問題 となってきてきた 発達障害に対する 理解を無理なく楽し み、多くの親子に参 加していただきたい ため。	8月10日	平成27年 11月15日	○	過去承認	○	8月18日	安曇野市市民公 民館	障がいのある無、年齢、国籍などの 違いによる特性を知り、自分の家 族、お友達、仲間を理解するきつ かけとなるため。	講演会 話し方公開個人レッスン 長野県内の福祉事業所製品販売 ワークショップ 子育て等の悩み相談コーナー フリーマーケット 各種体験コーナー 子ども遊びコーナー 食事コーナー	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
73	H27.8.11	アースデイ信州2015 ～空と大地の祭典～	アースデイ 信州実行委 員会 代表 坂本 考司	アースデイ信 州実行委員 会	後援	広く市民の方に周知 したいため。	8月10日	2015/8/27 (日) 午前10時 ～午後4時	○	過去承認	○	8月18日	松本城公園	長野県を拠点に活動する様々な 市民団体、企業、大学、地域住民 等が一堂に集し、多種多様な信 州の魅力を体験して楽しむこと と同時に、自然エネルギー等の地 球規模の様々な課題について、 多くの市民が知ることで、環境 保護と交流の場を届け、地元 長野への郷土愛と地球市民とし て意識の醸成を図ります。	ワークショップ 地元産業者の野菜、加工品の販売 地元産食材を使用した飲食ブース コンサート、トークショー、パフォー マンス パナレディスカジャン	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
74	H27.8.17	平成27年度「いい歯の日」無 料歯科検診	安曇野市歯 科医師会 代表 小穴 実	安曇野市歯 科医師会	後援	教養施設にポストスター を掲示したいため。	8月10日	2015/11/7 (土) 午後2時 ～午後4 時30分	○	過去承認	○	8月18日	安曇野市豊科保 健センター	超高齢社会を豊かに迎えること のために、継続的な健康に立つた口 腔の健康維持・増進のための啓 蒙活動、いわゆる「8020運動」を 推進するため。	無料歯科検診、無料 訪問歯科検診	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
75	H27.8.14	北島愛子のおりがみ劇団	あずみ野子 ども劇場 代表 遠藤 利恵子	あずみ野子 ども劇場	後援	地域のより多くの 人々に愛された児童 文化に接する機会 を提供し、交流を通 じて、心のつながりを 広めたいため。	8月14日	平成27年 10月4日	○	過去承認	○	8月19日	安曇野市農業課 福祉センター	親子で生の舞台を楽しむ。劇の 内容や子育てについてなど気軽 に話すことで交流を図る。	折り紙ワークショップを通して、コミュ ニケーションを図り、おりがみを使っ たお話を楽しむ。	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
76	H27.8.12	安曇野市早起き野球連盟選 手権大会	安曇野市早 起き野球連 盟 代表 遠藤 憲司	安曇野市早 起き野球連 盟	後援	野球を通じ体力の 向上とスポーツ振興 を図り、また、地域 の活性化の向上に 貢献できることに 関心し、教養委員会の後 援を必要とする。	8月12日	平成27年 10月4日 (日)	○	過去承認	○	8月24日	龍門湖公園運動 場 広場、農行広場	市内の地区と高家リーグを合わせ ての連盟の代表(9チーム)による トーナメント戦。安曇野市の早起 き野球愛好者の相互の競争を深 めることを目的とする。	試合方法:予選リーグ(各ブロック別 コリ)、決勝トーナメントによる 順位に分かれたのトーナメント戦) 参加料:総3,000円(ただし、委員は 1人1,000円)	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
77	H27.8.12	三郷ダブルステニス大会	三郷地域体 協体式ニス ス部 代表 大久保 英通	三郷地域体 協体式ニス ス部	後援	テニスを通じ、ス ポーツの普及や技 術の向上を図ること を目的に、大会参加 を広く呼びかけた ため。	8月7日	平成27年 10月4日 (日)	○	過去承認	○	8月24日	南岳総合公園テ ニスコート	市内のテニス愛好者の親睦、健 康増進、社会体育の振興と市民 の運動感を高めることを目的とす る。	試合方法:予選リーグ(各ブロック別 コリ)、決勝トーナメントによる 順位に分かれたのトーナメント戦) 参加料:総3,000円(ただし、委員は 1人1,000円)	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
78	H27.8.12	安曇野市ジュニア卓球講習 会	安曇野卓球 連盟 代表 西村 義夫	安曇野卓球 連盟	後援	市内小・中・高校生 の健全育成と卓球 競技の発展に資す るため、後援をお願 い致します。	8月10日	平成27年 10月12日 (土)	○	過去承認	○	8月24日	穂高総合体育館	市内に居住する小・中・高校生 球部員を対象として、技能の向上を 図ると共に当該指導者が実践的な 技術・作戦面等を指導する。選手150 名、講師20名程度参加予定。	市内に居住する小・中・および高校卓 球部員を対象として、技能の向上を 図ると共に当該指導者が実践的な 技術・作戦面等を指導する。選手150 名、講師20名程度参加予定。	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
79	H27.8.12	安曇野卓球選手権大会兼長野県卓球選手権大会安曇野市予選会	安曇野卓球連盟 西村 義夫 会長 森夫	安曇野卓球連盟	後援	社会教育の一環として必要。	8月10日	平成27年9月20日(日)	○	過去承認	○	8月24日	明科総合体育館	安曇野卓球選手権大会と同時に長野県卓球選手権大会(10月17日・18日・安曇野市種彦総合体育館)の出場代表者を決定するため。	競技種目:(1)一般の部(年齢制限はない)①男子シングルス、②女子シングルス、③男子ダブルス、④女子ダブルス、⑤混合ダブルス。20歳以上の部(19歳以下は17歳以下)に選出する者⑥男子シングルス、⑦女子シングルス 競技方法:各種目共トーナメント方式 参加料:シングルスは1人1,000円、ダブルスは1組2,000円	○	○	○	基礎第4条第2号により可
80	H27.8.18	あづみ野ロータリーカップ(第26回中学生バスケットボール安曇野大会)	安曇野市バスケットボール協会 会長 古澤 栄一	安曇野市バスケットボール協会	後援	中学生の大会であるため。施設使用料についてもご配慮いただきたい	8月18日	平成27年10月11日(日)、12日(月)	○	過去承認	○	8月24日	穂高東・西中学校体育館	中学生の競技力向上と安曇野市(旧南安曇郡)・木北・東筑地区の交流を図るため。	競技方法:1日目はブロックに分けた1チーム2試合の予選、2日目は決勝トーナメント(決勝トーナメントに出場できなかったチームは交流戦)。 参加料:1チーム3,500円	○	○	○	基礎第4条第2号により可
81	H27.8.18	じゃくね杯争奪9人制バスケットボール女子選手権大会	安曇野市種彦家庭婦人バスケットボール協会 会長 横山 知子	種彦地域体育協会、安曇野市種彦家庭婦人バスケットボール協会	後援	参加チームの士気向上。	8月12日	平成27年10月25日(日)	○	過去承認	○	8月24日	穂高東中学校体育館、穂高北小学校体育館	当協会に所属するチームの会員相互の親睦と市内各地域のチームとの交流を深め、バスケットボール技術の向上をねらいとして開催する。	安曇野市在住者、または安曇野市に勤務されている高校生以上の女子にのみ参加可能。9人制バスケットボール大会。 参加料:1チーム4,000円	○	○	○	基礎第4条第2号により可
82	H27.8.24	安曇野市制施行10周年記念第50回長野県卓球大会	種彦地域体育協会卓球部 井口 富美雄	種彦地域体育協会卓球部	後援	子供から大人まで県内の卓球普及。	8月8日	平成27年11月19日(日)	○	過去承認	○	8月27日	穂高総合アリーナ	地域文化体育活動と健全な地域社会の発展及び地域の活性化と愛好者の底辺拡大。	小学生から一般までの男女団体戦のリーグ戦を行い、ブロック1位のチームがトーナメント戦。 参加予定者数:県内より約500人。 参加料:一般団体の部1チーム4,300円、ジュニア団体の部1チーム2,000円。	○	○	○	基礎第4条第2号により可
83	H27.8.24	中層地区卓球普及講習会	長野県卓球連盟中層支部(高枝部) 倉田 誠司	長野県卓球連盟中層支部	後援	中層地区の高枝生、中学生対象の講習会のため。	8月20日	平成27年11月28日(土)	○	過去承認	○	8月27日	穂高総合体育館	中層地区中学生の卓球技術力向上を目的とする。	参加範囲:中層地区在住の中学1年生及び高校生。 参加予定者数:150名。	○	○	○	基礎第4条第2号により可
84	H27.8.25	ソフトバレーボールあづみ野リーグ	安曇野市ソフトバレーボール連盟 会長 望月 雄内	安曇野市ソフトバレーボール連盟	後援	草野県下随一のリーグ戦であり、安曇野市が主催する大会でもありますので、是非、教育委員会のご後援をお願いいたします。	8月25日	平成27年10月20日(日)～平成28年3月13日(日)	○	過去承認	○	8月27日	穂高総合体育館	年齢性別を問わず、安全でやさしいソフトバレーボールを通じ、親睦と友情の醸成を助け、親子の絆を深め、人間性を豊かなスポーツライフの実現と健康増進に寄与することを目的とする。	競技方法:リーグの部は各チーム総当たり、1試合制、40歳以上の部は各チーム総当たり、2試合制、50歳以上の部は各チーム総当たり、3試合制。組合せは代表者登録において各チームの代表者による抽選とする。 参加料:1チーム6,000円	○	○	○	基礎第4条第2号により可
85	H27.8.25	28年度ハッピー子育てセミナー6回シリーズ	家庭倫理の会中層 古畑 永治	家庭倫理の会中層	後援	後援をいただくことにより、より多くの子育て世代の親御さんに、このセミナーを周知してもらうため	8月25日	平成27年10月14日・12月10日・平成28年2月13日・4月14日・6月11日・8月4日	○	過去承認	○	8月27日	安曇野市豊科地域の公共施設、松本市・岡谷市の公共施設	妊娠中の女性から子育て中の親御を対象に、子育て中のヒント、手助けとなる講演会を開催	○	○	○	基礎第4条第2号により可	

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
86	H27.8.26	家事学習講習会	松本友の会 安曇野支部 寺島 節子	松本友の会 安曇野支部	後援	講習会を広く多くの市市民に知っていただき、趣旨を広めたため。	8月26日	平成27年 11月12日 (木) 11月20日 (金)	○	過去承認	○	8月31日	研修ホール (11/12) 豊科中央児童館 (11/20)	健全な家庭を築く上で基礎となる家計簿のことや、身の回りの知識などを講習する。	時間の使い方、家計簿(光熱費や食費)、年金等についての講習資料代:300円(12日)、100円(20日)	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
87	H27.8.28	オートムキャンプ	豊科ミニバス クラブ	豊科ミニバス クラブ(スポー ツ少年団)	後援	バスケットボール大会。	8月28日	平成27年9 月22日 (火) 23日 (水)	○	過去承認	○	9月1日	豊科南社会体育 館	講習会を通じて、選手相互のチームワーク向上と競技力向上を図り、合わせて青少年の健全育成に資することを目的とする。	バスケットボールの大会。 平成27年9月22日(火)男子の部 平成27年9月23日(水)女子の部	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
88	H27.9.1	親子カーアップ講座	公益社団法人 スコーレ 家庭学習協 会	公益社団法人 スコーレ 家庭学習協 会	後援	安曇野市の学校 保護者の保護者の 方々に多く参加し ていただきたいため	9月1日	平成27年 11月12日 (木)	○	過去承認	○	9月2日	佐原市総合文化 センター	これからの社会を担う子どもたちの健全な成長のために、家庭の在り方や子どもとの関わり方などを多くの方に伝え、幸福な家庭づくり、社会づくりの役に立つような情報の発信	子どもの「やる気」を引き出すためのヒント、子育てについての講演会	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
89	H27.9.1	ハロウィンKID'S	ガールスカウ ト長野県第38 回	ガールスカウ ト長野県第38 回	後援	皆さんが安心して参 加していただけるた め	9月1日	平成27年 10月31日 (金)	○	過去承認	○	9月1日	豊科 まちづくり 会館	ガールスカウトの活動を多くの方に知っていただきたい	仮装コンテスト、ハレード、ゲーム等 服装:仮装(制作コーナーあり)	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
90	H27.9.3	明科ライオンズクラブ旗学童 軟式野球大会	明科ライオン ズクラブ、明 科少年野球ク ラブ	明科ライオン ズクラブ、明 科少年野球ク ラブ	後援	青少年の健全育成 および体力向上の ため。	9月3日	平成27年 11月3日 (火)	○	過去承認	○	9月7日	龍門公園運動 広場、御空水 のふるさと公園 グラウンド	参加チーム:①明科少年野球クラブ、②池田少年野球、③四重学童野球クラブ、④明科少年野球、⑤明科少年野球、⑥明科少年野球、⑦明科少年野球、⑧明科少年野球、⑨明科少年野球、⑩明科少年野球	参加チーム:①明科少年野球クラブ、②池田少年野球、③四重学童野球クラブ、④明科少年野球、⑤明科少年野球、⑥明科少年野球、⑦明科少年野球、⑧明科少年野球、⑨明科少年野球、⑩明科少年野球	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
91	H27.9.3	第12回クイズ税金百科	松本税務署 管内納税課 係団体連絡 協議会	松本税務署 管内納税課 係団体連絡 協議会	後援	参加者について各 中学校を通じて募集 するため。	9月3日	平成27年 10月31日 (土)	○	過去承認	○	9月3日	松本市立丸ノ内 中学校 体育館	クイズ大会を通じて租税教育の重要性を広く認識してもらいたい	中学生対抗税金クイズ大会 (テレビ松本にて90分番組として放映 予定、番組テープをあらかじめ野テレビ にて放映予定) 表彰あり、優勝・準優勝・三位 参加者全員	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
92	H27.9.7	ハーモニック講演会	株式会社 ハーモニク クラブ、ライ フ・システムズ	株式会社 ハーモニク、 ライフ・シ ステムズ	後援	地域貢献するため。	8月18日	平成27年 10月30日 (金)午後6 時から	○	過去承認	○	9月9日	ホテルエナビ スタ	地域貢献(各界の専門家を招いて地元の高齢者への感謝の気持ちを込めて開催)	講演会 講師:柳井 俊二氏(元駐米大使) 演題:「東アジアの変遷と日本の安 全保障」	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
93	H27.9.8	コカ・コーラ杯第33回長野県 小学生ハレーボール大会 大北・安曇野・東筑フロッ グ大会	小学生ハ レーボール 連盟、安曇 野、東筑フ ロッグ部	長野県ハレ ーボール協 会、安曇野 市、生ハレ ーボール連 盟、小學生 ハレーボール 連盟、安曇 野、東筑フ ロッグ部	後援	安曇野市の体育施 設や教育委員会の 会を開催する。開催 地区児童の親睦と ハレーボールによる 体力向上と体力養 成を図る。	9月7日	平成27年9 月27日 (日)	○	過去承認	○	9月9日	明科中学校体育 館、明南小学校 体育館	ハレーボールを通して、大北・安曇野・東筑地区の児童の親睦を図る。ハレーボールによる小学生の体力向上と体力養成に努める。ほか	試合方式:トーナメント方式、全試合3 セットマッチ、フリーポイント制、6人 制競技規則により実施。参加費:1 チーム43,000円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳

(平成27年9月定例会専決事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課(窓口)
94	H27.9.8	穂高地域体育協会会長杯争奪ソフトテニス大会	穂高地域体育協会ソフトテニス部	穂高地域体育協会	後援	穂高前のころから後援をいただいていた。ソフトテニス部は、安曇野市内の小中学生のレベルアップ、健全育成のために重要な大会です。	9月4日	平成27年10月11日(日)、12日(月)	○	過去承認	○	9月9日	穂高会館・穂高東中学校テニスコート	ソフトテニスを通して体力の向上、相互の親睦をばかり、活力あふれる健康で生き生きとした生活の実現に寄与するため。	競技種目:ダブルス 一般男子・女子、単打 シニア男子・女子の部 試合方法:予選リーグ、決勝トーナメント、予選リーグは5ゲーム、決勝トーナメントは7ゲーム。 参加料:一人当たり 一般1,500円、高校生1,000円、小中学生700円	○	○	○	基礎第4条第2号により可
95	H27.9.11	U-10長野県フットボール大会	長野県ミニバスケットボール連盟	長野県バスケットボール協会、長野県ミニバスケットボール連盟	後援	子供たちの育成のため、ご協力お願い致します。	9月10日	平成27年9月27日(日)	○	過去承認	○	9月15日	堀金総合体育館、穂高総合体育館	ミニバスケットボール競技を通じ、子供たちの心と体の育成を図る。	競技方法:長野県ミニバスケットボール連盟に加盟している6年生以下のチームによるリーグ戦。 参加料:1チーム2,000円	○	○	○	基礎第4条第2号により可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成27年度9月定例会専決事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
51	平成27年 8月25日	あづみ野寄席 2015	安曇野市商工 会豊科支部青 年部長 赤羽 正光	安曇野市商工 会豊科支部青 年部	後援	健やかで心豊かな生活創造のため、地域の事業として後援していただきたい。	平成27年 8月21日	平成27年 11月24日(火)	安曇野スイス村 サンモリッツ 大ホール	地域文化の向上 及び地域振興を 図る。	落語の公演		○	○	取扱基準第4条 第2号により可
52	平成27年 9月1日	碓山美術館友 の会第9回会 員美術展	碓山美術館友 の会 会長 腰原 正己	碓山美術館友 の会	後援	会員の多くが安曇野市民で構成され、市民の作品展は市民の生涯学習の発表の場であることから、支援をお願いしたい。	平成27年 9月1日	平成27年 10月16日(金) ～20日(火)	碓山公園 研成ホール	自ら作品を制作して美術界に豊富な実績をお持ちの方から、美術館の講座に学び、初めに制作された方までの多様な会員が、作品を発表して学び合う。	美術展覧会 (絵画、彫刻、工芸)		○	-	取扱基準第4条 第2号により可
53	平成27年 9月4日	第38回 あづ み野菊花品評 会	あづみ野秋香 会 塩入 登	あづみ野秋香会	後援	技術の向上と菊花の普及に努め、情操教育と地域づくりの輪を広げるため。	平成27年 9月4日	平成27年 10月29日(木) ～11月15日 (日)	穂高神社 境内	展示し、優美さを競い、観光及び文化の向上に寄与する。	菊花の展示		○	-	取扱基準第4条 第2号により可
55	平成27年 9月11日	知の交差点	長野県松本深 志高等学校 小口 俊幸	長野県松本深 志高等学校	後援	広く一般の方々へ周知するため。	平成27年 9月10日	平成27年 10月31日(土)	深志教育会館 (松本市)	情報を発信し、生涯学習の場を提供することで「知」の醸成を図る。	講演会		○	-	取扱基準第4条 第1号により可

教育部図書館交流課共催・後援台帳(平成27年度9月定例会 専決事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
1	平成27年 9月8日	安曇野さんぽ市	安曇野案内人 倶楽部 代表 等々力 秀和	安曇野案内人 倶楽部 安曇野さんぽ市 実行委員会	後援	クラフトなどものづく り(手づくり)の文 化に触れ、市民が より親交を深める ため。	平成27年 9月4日	平成27年 10月17日(土) ～ 10月18日(日)	穂高神社 北神苑	様々なジャンルの 作家や職人と 一般市民が、手 づくり品の展示・ 販売・ワークショップ を通じて 交流を深める。	家具、とんぼ玉、 ガラス作品などの 展示・販売	○	—	—	取扱基準第4条 第2号により可

報告事項第4号

平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

《学校教育課》

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
中学生海外ホームステイ交流派遣事業	<p>・この事業につきまして、以下の日程でオリエンテーション3回、英会話レッスン6回を実施します。</p> <p>9月5日(土) 第1回オリエンテーション（実施済み）</p> <p>9月13日(日) 英会話レッスン1（実施済み）</p> <p>10月4日(日) 英会話レッスン2</p> <p>11月23日(月) 英会話レッスン3</p> <p>11月29日(日) 第2回オリエンテーション</p> <p>12月12日(土) 英会話レッスン4</p> <p>H28.1月17日(日) 英会話レッスン5</p> <p>H28.2月20日(土) 英会話レッスン6</p> <p>H28.3月6日(日)第3回オリエンテーション</p>	
学校安全対策事業	<p>9月2日に開催された「安曇野市交通安全推進協議会」において、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の推進体制の構築、基本方針（通学路交通安全プログラム）の策定について協議いただき承認されました。</p> <p>（別添参考） 安曇野市通学路交通安全プログラム</p>	<p>・規則改正等については、次回定例会で協議予定</p>
通学区域変更の周知	<p>穂高東中学校及び穂高西中学校の通学区域の一部を変更について、9月9日に保護者説明会を開催しました。</p> <p>参加人数：10人</p> <p>また、市校長会と協議のうえ、保護者への周知チラシを、8月24日に該当児童生徒のいる穂高南小学校、穂高北小学校、穂高東中学校、穂高西中学校へ全校配布し、一般向けには9月16日広報「あづみの」へ掲載しました。</p>	<p>・規則改正等については、次回定例会で協議予定</p>

学校庶務担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
小中学校非構造部材耐震工事	<p>【実施校】（本年度工事完了）</p> <p>穂高西小学校（講堂）／三郷小学校（第2体育館） 豊科北中学校（体育館）／穂高東中学校（講堂・柔剣道場）</p> <p>※三郷小学校については、2年次（来年度外壁）での対応</p> <p>【工事内容】</p> <p>天井耐震化工事（つり天井撤去）、バスケットボール・額等落下転倒防止、水銀灯撤去照明LED化等</p>	<p>竣工検査実施後一般への開放</p>

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業	長野県教育委員会が実施する平成 28 年度市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業の実施希望について申請を行います。 ・事業申請書 別添	
全国学力・学習状況調査について	実施日 4月21日(火) 実施対象等 小学校6学年(10校)890人 中学校3学年(7校)892人 調査結果の公表 8月25日	結果について検証し、10月定例会で報告
【情報提供】 第 996 回長野県教育委員会での協議事項について	1 平成 28 年度義務教育諸学校教職員等人事異動方針について 2 平成28年度県立高等学校教員と公立中学校教員との人事交流に関する基本要綱(案) 3 中信地区特別支援学校再編整備計画(概要)について	

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
市制施行 10 周年 記念 1/2 成人式	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会講師選定 4月3日 植松 努（うえまつ つとむ）氏 ・株式会社植松電機 専務取締役 ・株式会社カムイスペースワークス 代表取締役 ・NPO 法人北海道宇宙科学技術創成センター（HASTIC） 理事 ○代表小学校長との協議 4月21日 場所：豊科北小学校 ○安曇野市内小学校4年生学年主任打ち合わせ会議 6月30日 場所：会議室301 内容：各学校における取組、市歌斉唱の練習 ○記念品を式典及び児童の発表を収録したDVDに決定 入札 ○安曇野市校長会小学校部会 事業最終説明 9月14日 場所：教育会館 ○案内通知発送 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での取り組み取材 10月21日 1/2 成人式
安曇野市公民館理 念の制定	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会7月定例会 7月23日 安曇野市公民館の理念の策定について ○公民館運営審議会 7月31日 諮問 安曇野市公民館の理念の策定について 協議 安曇野市公民館の経過と状況、課題 公民館長の意見 8月27日 協議 安曇野市公民館理念（案）について 安曇野市公民館の課題とその解消（案）について 9月25日 協議 安曇野市公民館理念（案）について 安曇野市公民館の課題とその解消（案）について 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館運営審議会 10月8日 答申 教育委員会定例会 10月 安曇野市公民館の理念について 協議
公民館条例・規則 改正	<ul style="list-style-type: none"> ○政策会議 5月13日 改正案趣旨承認 ○教育委員会5月26日 ○公民館運営審議会 5月27日 ○社会教育委員の会 5月28日 ○市民説明会 合計127人 ○教育委員会7月定例会 7月23日 ○法規審査委員会 7月23日 ○市議会全員協議会 8月6日 ○教育委員会8月定例会 8月24日 ○平成27年 安曇野市議会9月定例会 議案提出 8月31日 ○市議会福祉教育委員会 9月17日 	

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
青少年センター	○4月20日 第1回運営委員会 ○5月13日 長野県青少年補導センター理事会・研修会(上田市) ○6月11日 第2回運営委員会 ○7月17日 第40回長野県青少年補導活動推進大会(上田市) ○8月5日 街頭巡回(三郷、堀金、明科地域) ○8月12日 街頭巡回(豊科、穂高地域) ○8月19日 第3回運営委員会 ○9月5日 あづみっ子まつりへの参加	10月7日 センターだより第3号の発行 10月14日 先進地視察(長野市) 11月、3月 運営委員会 12月、3月 街頭巡回 10月20日 県補導センター所長研修会(千曲市) 10月30日 中信4市補導センター連絡会議(塩尻市) 11月14日 長野県青少年健全育成県民大会(上田市)
市制施行10周年 記念 こども文化祭	○7月27日 安曇野市子ども学芸クラブ会長と打ち合わせ(1回目) ○8月18日 安曇野市子ども学芸クラブ会長と打ち合わせ(2回目) ○9月4日 こども文化祭ポスター、チラシ原案完成	10月中 出演・出品者の募集 10月～11月 実行委員会の開催 11月28日 文化祭の開催 場所:みらい(予定)
安曇野こども映画 教室	○4月13日～5月14日 参加者・ボランティア募集 応募者:27名 ボランティア:5名 ○5月23日 開講式 場所:きぼう 講師:河崎義祐(映画監督) 内容:講義、映画鑑賞、パート決定、企画の検討 ○6月27日 第2回 内容:企画の検討、脚本の検討、撮影機材操作講義 ○7月25日 第3回 内容:リハーサルおよび映画撮影(長峰山) ○8月22日 第4回 内容:映画撮影(穂高神社、穂高駅前商店街) ○9月12日 第5回 内容:映画撮影(近代美術館、穂高南小学校)	10月24日 オールラッシュおよび編集 11月14日 編集仕上げ 11月28日 こども文化祭にて完成披露試写会 1月中 松本商店街映画祭へ出品予定

スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額:2,412千円		9月26日 体力・運動能力調査(新体力測定) 11月7日 長野県スポーツ推進委員研究協議会
スポーツ推進審議会 予算額:137千円	8月25日 第1回スポーツ推進審議会 市公式スポーツ施設整備計画について 他	
各種競技会及び発表会 出場者激励金交付事業 予算額:1,000千円	○8月末現在 申請件数:31件 交付額:350千円	
市民スポーツ祭 予算額:1,500千円		6月28日～12月 種目別競技会17種目

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：7,319千円	<p>○スマイルステップ教室（2期） 8月26日～ 全10回 21名参加 場所：明科公民館</p> <p>○ウェープリングストレッチ教室 9月11日～ 全7回 34名参加 場所：穂高総合体育館</p> <p>○アーチェリー教室（2期） 9月5日～ 全17回 24名参加 場所：高家スポーツ広場</p> <p>○わんぱくGYM（ジム）教室 <年長児のみ> 9月7日～ 全10回 21名参加 場所：豊科勤労者総合スポーツ施設</p> <p><年中児のみ> 9月10日～ 全10回 25名参加 場所：穂高総合体育館</p>	<p>○ヘルスアップ教室 10月3日～ 全8回 場所：堀金総合体育館 他</p> <p>○ボディシェイプアップ教室 10月6日～ 全10回 場所：三郷文化公園体育館</p> <p>○ボールウォーキング講習会 10月29日～ 1回 場所：牧運動場</p>
安曇野市体育施設の管理及び運営等に関する見直しについて	9月 条例等改正案議会へ上程	11月～ 関係団体に周知
公式スポーツ施設整備計画	<p>8月18日 安曇野市公式スポーツ施設整備計画（冊子）製本作成 本計画 150冊/概要版 150冊</p> <p>8月25日 市議会全員協議会で安曇野市公式スポーツ施設整備計画を説明</p> <p>8月29日 県の都市公園係へ都市計画変更の手続きについて相談（都市計画課3名・生涯学習課2名）</p>	10月上旬 公式スポーツ施設整備計画推進庁内プロジェクトチーム（仮称）設置予定

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
有明運動場トイレ整備工事	<p>8月7日 トイレ下水道管渠工事業者選定</p> <p>7月16日 トイレ棟整備工事業者選定</p>	<p>10月中旬 トイレ下水道管渠工事入札予定</p> <p>10月中旬 トイレ棟整備工事入札予定</p>
堀金総合体育館外壁改修工事	9月7日 外壁改修工事契約	1月下旬 外壁改修工事竣工予定
穂高会館非常電源装置蓄電池交換整備工事	8月3日 非常電源装置蓄電池交換整備工事契約	1月中旬 非常電源装置蓄電池交換整備工事竣工予定

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
施設修繕工事等	<p>9月6日 プール終了</p> <p>今年度入場者数 19,679人 (大人5,938人、子供7,337人、減免6,404人)</p>	10月 修繕箇所の確認

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
文化振興計画 進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 中間評価調査業務（市民アンケート）業者の決定 第一企画株式会社（長野市）が落札し、8月3日（月）付で委託契約締結（～28年1月31日） 市民アンケートの内容検討 	<ul style="list-style-type: none"> 9月下旬～10月初旬 市民アンケート発送 10月 団体向けアンケート実施 庁内ヒアリング等を経て、年度内に中間評価とりまとめ
博物館協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第2回博物館協議会 10月9日（金） 事業進捗状況及び来年度事業構想について 	
市制施行 10 周年 記念美術館博物館 無料開放	<ul style="list-style-type: none"> 10月4日（日）～12日（月） 美術館博物館の入館を無料 	
豊科近代美術館 テラス等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> 近代美術館展示室等の漏水対策工事 設計業務 市瀬建築設計事務所（～8月28日） 業者選定、入札準備 	<ul style="list-style-type: none"> 業者選定・入札等を経て、10月中旬～12月中旬に工事実施予定 美術館事業との調整
第5回田淵行男賞 写真作品公募	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会発足（安曇野市、安曇野市教育委員会、公益財団法人安曇野文化財団、田淵行男記念館） 7月下旬から広報（ポスター、ちらし配布） 	<ul style="list-style-type: none"> 募集受付：28年1月6日（火）～2月29日（月） 審査：28年3月
安曇野市美術館博 物館連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ギャラリートークリレー 10月24日（土）～11月8日（日） ポスター、ちらしの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会：10月14日（水）
安曇野高橋節郎記 念美術館 「そば猪口アート 公募展」	<ul style="list-style-type: none"> 10月17日（土）～11月15日（日） 応募作品 295 点から8月3日（月）・4日（火）の審査会を通過した 116 点を展示 市商工会「新そばと食の感謝祭」、安曇野スタイル連携「喫茶チロル」での「そば猪口展」出品、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回展 愛知県瀬戸市新世紀工芸館：12月5日（土）～1月24日（日） 山形県白鷹町文化交流センター「あゆむ」：平成28年3月
安曇野高橋節郎記 念美術館 第 10 回 回少年少女 絵画教室／風景画 展	<ul style="list-style-type: none"> 絵画教室 10月4日（日） 表彰式 10月10日（土） 高橋節郎賞、教育委員会賞授与 風景画展 10月10日（土）～18日（日） 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者募集
安曇野高橋節郎記 念美術館 講座「金で飾るそ ば猪口」	<ul style="list-style-type: none"> 期日 10月24日（土）・25日（日）9時30分～16時30分 講師 東京藝術大学漆芸研究室 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者募集（定員10名）

文化財保護係

文化財保護事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財パトロール実施	<ul style="list-style-type: none"> 安曇野市文化財調査員が市指定文化財を対象としたパトロールを実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月中にパトロール結果を取りまとめ、必要に応じ新年度予算へ反映

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
市制施行10周年記念事業 あづみのフィルム アーカイブ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・9月末まで映像フィルムを募集（フィルムを持っている方の情報提供とその所有者への協力を依頼） ・所有者宅へ訪問。フィルム借用と撮影当時の様子についての聞き取り調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月末までフィルムの募集を行なう。並行してテレシネ作業を行なう。
文化財関係説明板等の設置・改修・字句の訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・A-8号墳説明板設置、穂高神社関係説明板内解説文の改修、旧小穴家住宅・構えの墓屋敷跡標柱説明文訂正 ・業者発注が終了。現在校正の段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月中には竣工
古文書調査	<ul style="list-style-type: none"> ・目録作成まで終了した「藤森家（おかしら）文書」の返却と、これから始める「飯沼家文書」（南穂高）へ向けての準備 	「飯沼家文書」の調査
大口沢化石調査の実施と調整	<ul style="list-style-type: none"> ・（株）塚原石産興業所有の土砂採取場（豊科大口沢）から貴重な化石が出土しているため、同会社との協定に基づき、大口沢化石保存会による調査を実施中。 9月14日塚原石産興業において調整会議実施。 	継続実施

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高神社境内遺跡 保護協議	<ul style="list-style-type: none"> ・穂高支所建て替えに伴う穂高神社境内遺跡についての保護協議（9月2・7・16日他）。 ・8月28日、9月2日の試掘調査結果をうけ、発掘調査を実施することとなる。 ・発掘調査へ向けての事務手続き及び準備を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月初旬から、発掘調査を開始する予定。終了時期は未定であるが、概ね2ヶ月間くらいを想定。
H28以降実施予定の公共事業等に係る埋蔵文化財等の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市等の関係部署へ、平成28年度以降の予定されている公共工事（土木工事）照会を実施し、報告を受ける。 ・上記の報告の取りまとめ作業。保護協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護協議の継続実施。 ・必要に応じ新年度予算へ反映
試掘調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一般開発に伴うハツコ遺跡試掘調査（9月1日） ・烏川圃場整備に伴う試掘調査（9月14日） 	調査結果に基づき保護協議を実施。
穂高古墳群F-9号墳発掘調査現地説明会への協力（國學院大學）	2009年から始まった穂高古墳群F-9号墳の発掘調査。9月2日に本年度の発掘調査の成果を紹介する市民向け現地説明会を実施。約50人が参加	

文化課博物館係

郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
展覧会 1 巡回展「長野県の遺跡発掘2015」 協賛展 「金印・卑弥呼の時代のお宝 松本平におけるいのり・まつり」	○開催概要 <ul style="list-style-type: none"> ・内容：「長野県の遺跡発掘2015」の協賛展として、松本平の各地から出土した考古資料を展示 会期：平成27年9月19日（土）～10月18日（日） 会場：豊科郷土博物館 2階展示室 ○関連イベント <ul style="list-style-type: none"> ・記念講演会「信州の弥生文化と西日本」 開催日：9月20日（日）午後1時30分～ 講師：明治大学教授 石川日出志氏 会場：豊科交流学習センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：9月19日（金）まで

	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡報告会 開催日：10月3日（土）午後1時30分～ 報告内容： 出川西遺跡 松本市教育委員会 直井雅尚氏 明科遺跡群古殿屋敷 文化財保護係 土屋和章主査 ・県立歴史館連携講座 「明科に貴族がやってきた！ —古殿屋敷遺跡の木棺墓について—」 開催日：10月10日（土）午後1時30分～ 講 師：長野県立歴史館 原明芳氏 ・現地見学会 開催日：10月17日（土）午前9時～午後4時 行き先：松本市・塩尻市の弥生時代関係の遺跡・博物館 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：10月2日（金）まで ・報告者との調整 ・募集期間：10月9日（金）まで ・講師との調整 ・募集期間：10月15日（木）まで （先着順） ・見学先との調整
刊行物発行 1「安曇野風土記Ⅱ」執筆	○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・市内のお祭りを取り扱う ・刊行は平成27年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・執筆した原稿の内容の検証等に時間をかけて精度を上げる
新市立博物館構想策定業務 パブリックコメントの実施	○実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・9月24日（木）～10月23日（金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧場所：文化課（3階6番窓口）、豊科郷土博物館、穂高会館、みらい、きぼう、三郷・堀金・明科図書館、各支所地域課、市ホームページ

郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月1日現在、9月～11月に1団体が使用予定

文化財資料センター事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
文化財資料センターの修繕 1 外部ダクト等の修繕 （予算額：486千円） 2 収蔵庫屋根改修工事 （予算額：1,620千円）	○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・1階外壁に取り付けられているエアシャワーや換気扇等を撤去し、収蔵室の外気遮断性を高める。 ・収蔵室の屋根を改修して天井の雨漏りを防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定後、契約 ・9月30日入札 （9月上旬に入札を実施したが、不落により再入札）

貞享義民記念館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
<p>企画展示</p> <p>1 三郷デイサービスセンター作品展</p> <p>2 ポテトプリント展</p>	<p>○開催概要</p> <p>・開催期間: 9月15日(火)～9月30日(水) 三郷デイサービスセンターの利用者による、ちぎり絵や俳句、折り紙、絵手紙などの作品を展示</p> <p>・開催期間: 10月3日(土)～10月30日(金) いも判で草花を押し染めた作品約150点を展示</p> <p>・10月25日(日) 午後2時～アフタヌーンコンサート</p>	<p>・開催中</p> <p>・出品者との調整、展示の準備</p> <p>・出演者との調整・準備</p>
<p>講座</p> <p>1 古文書講座 「本当に初めての古文書—貞享騒動を読もう—」</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容: 昨年度以上に初心者にもわかりやすい内容から、貞享騒動に関わる古文書を読むことを目標に進める</p> <p>日程: 第5回9月12日(土) 受講者: 21人 第6回9月26日(土) 第7回10月17日(土) 第8回10月31日(土)</p> <p>時間: 午後1時30分～3時30分</p> <p>講師: 青木教司さん(元松本城管理事務所研究専門員)</p>	<p>・各回テキスト作成</p>
<p>2 義民をたずねて⑩ 「慶応の木曾騒動—公式記録とちよぼくれ唄でたどる—」</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容: 昨年に続き、木曾で起きた騒動を取り上げる 今年は慶応年間に起きた騒動について現地講師の講義を聴き、騒動勢の経路をたどる</p> <p>日程: 9月17日(木)</p> <p>時間: 午前9時～午後5時(予定)</p> <p>講師: 太田秀保さん(塩尻市文化財保護審議委員)</p> <p>人数: 20人(抽選)</p>	<p>・講座の実施</p>
<p>3 貞享義民旧跡めぐり</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容: 貞享義民に関わる旧跡を巡り、理解を深める講座</p> <p>日程: 10月7日(水)</p> <p>時間: 午前8時30分～午後4時30分(予定)</p> <p>講師: 清水 祥二(貞享義民記念館長)</p> <p>人数: 20人(抽選)</p>	<p>・広報あづみの213号にて参加者募集中</p> <p>・資料作成・送付</p> <p>・講座の実施</p>
<p>4 朗読劇『おしゅん』@夢道場</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容: 大坪かず子作の児童文学『おしゅん』の朗読劇を、熊野神社の拝殿を模したシアターで鑑賞</p> <p>日程: 11月23日(月・祝)</p> <p>時間: 1回目午前11時～/2回目午後2時～</p> <p>出演: 森のおうち お話の会</p> <p>人数: 各回50人(事前申し込み・先着順)</p>	<p>・広報あづみの215号にて告知</p> <p>・10月14日(水)より電話で受付</p> <p>・チラシ、ポスターの配布</p> <p>・出演者との調整、準備等</p>

<p>ホームページのあり方を検討</p>	<p>○現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あづみ野TVのホームページサーバーを利用し、更新はあづみ野TVに依頼している(今年度の企画展の予定を更新済み) ・豊科郷土博物館を中心とした博物館のホームページに貞享義民記念館の概要等も掲載、お知らせ欄も活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のあづみ野TVのサーバー上のホームページは当分の間維持する ・市公式ホームページのリニューアルに伴いサブサイトとして作成中 ・博物館のホームページ内の部分を必要に応じて更新する
----------------------	---	---

交流学习センター(施設)事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高交流学习センター事業	○安曇野の方言展 安曇野の方言とその活用の実情などを紹介。 ・会期:8月26日～10月10日 ・会場:穂高交流学习センター「みらい」交流ギャラリー	○安曇野スタイル展 ・会期:10月13日～11月3日 ・会場:穂高交流学习センター「みらい」交流ギャラリー及び展示ギャラリー
豊科交流学习センター事業	○開館5周年事業「くぼたまさとの工作ショー」 ・期日:10月17日(土)10:30～、13:30～ ・参加費500円(1作品につき) ・会場:豊科交流学习センター「きぼう」多目的交流ホール ・申込み:9月9日から受付開始	○開館5周年記念事業優秀映画上映会 ・期日:11月14日(土)・15(日) ・入場料:500円 ・会場:豊科交流学习センター「きぼう」多目的交流ホール
交流学习センター運営委員会		○交流学习センター運営委員会 第3回 ・期日:10月9日(金) ・内容:先進地視察(武蔵野プレイス、 菲崎市ニコリ) 第4回 ・期日:10月23日(金)13:30～ ・会場:安曇野市役所 ・内容:安曇野市交流学习センターの 管理・運営の方向性について、平成28 年度事業計画について

図書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
図書館事業	○第7回図書館フェスタ ・期間:平成26年9月12日(土)～13日(日) ・会場:穂高交流学习センター ・内容:おはなし会、ワークショップ、あづみーず(みずん)中央図書館長、安曇野吹奏楽団コンサート、武田美穂講演会、リサイクル本コーナー、ピヴリオバトル、松本山雅FC展など ・入館者数:12日(土)1,714人、7日(日)1,758人 合計3,472人(昨年度計3,600人)	○図書館協議会(第2回) ・期日:10月9日(金) ・内容:先進地視察(武蔵野プレイス、 菲崎市ニコリ) ○図書館協議会(第3回) ・期日:10月23日(金)10:00～ ・会場:安曇野市役所 ・内容: (1)安曇野市図書館の管理・運営の方向性について (2)平成28年度事業計画について